矯正図書館

刑政月刊



十月號

刑政第55巻第10号

矯正図書館

月刊刑政

刑務作業は、嘗て民間の作業經營に「與へるもの」をもつてゐた。わが國の產業が官業の指導に俟つて發達して來た點に徵しても、このことは容易に想像されるところである。蓋し、官業に占めた囚人勞働の地位といふものは、歷史的にみて、決して過少に評價さるべきではないのである。しかし、わが國の產業が飛躍的に發達を遂げたとき、刑務作業は、最早、民間產業に比較することすら憚かられるほどにまでなつてゐた。この時から、われわれの多くの先輩は、苦澁の道を辿りつつ、これを民間產業の水準にまで高めようと務めた。そうして刑務作業の現在の水準に達したのである。

基礎は漸く與へられた。最早、民間作業に根本的な敵對を學ぶべき多くのものはない。なる程、業種の選擇、經營組織の合理化、技術の向上といふ點などについては、なほ一層の考慮を費されねばならぬものをもつとしても、それは總ての產業のもつ一般的な要請に外ならない。

わが國の產業は幾變遷を重ねた。そして今や事變發生を契機とし、さらに、大東亞戰爭完遂を目標として、大きく旋回しようとしてゐる。その旋回に當つて、強く前面に浮び出るものの一つに、勞働組織がある、勞務管理がある。

繰つて、此處に、刑務勞働の狀態をみる。なる程、それは强制勞働であつて、一應は、一般勞務管理と甚だしく隔絕したものの如くに思はれる。しかし、少しく刑務所の內實に注目するならば、强制勞働とはいふものの、それは形式的な點にのみ着眼しての話であつて、その眞相は、明らかに、各收容者の組織化された勞働意欲の上に築かれてゐるといふことを思はねばならぬ。それは又眞に自由刑の要請でもあるのである。其處に、根本的の點に於ては、一般勞働管理と共通の基礎があることを注意すべきであらう。

勞務管理の幾十年の經驗——刑務作業は又も「與へるもの」をもつて來たと思はれるのである。否、少くとも意識の上にこの目標をもつことは、われわれとしても、徒爾ではない。

（小川生）

昭和十七年 八・一六—九・一五 重要日誌

八月十七日 後宮中將、大將に親任 △ギルバート諸島來攻の米兵を驅逐 △英米ソモスクワ會談（十二日—十五日）發表

八月十八日 醫師會、齒科醫師會改組決定 △南方日本語教育竝に普及方策決定 △東亞厚生大會新京に開會

八月十九日 海洋漁業統合諸案決定 △英、北佛ジエップに上陸を企圖擊退さる

八月二十日 明年度地方豫算編成方針決定 △國民政府機構改革斷行 △大日本青年團史成る

八月二十一日 外地・獨立官廳・廳府縣行政簡素化案成る △中等學校及高等學校修業年限短縮案決定 △結核豫防根本對策決定 △馬來ヒンヂー回教兩派合同 △ブラジル對獨宣戰布告

八月二十二日 朝鮮等七ケ所に俘虜收容所新設

八月二十四日 第二次ソロモン海戰、米空母一大破戰艦一中破 △人民戰線派事件判決 △チヤーチル、中東及びモスクワ訪問を終へ歸英

八月二十五日 安藤副總裁中央協力會議々長就任

八月二十六日 中央協力會議員指名

八月二十七日 翼贊會調査會二百六十三の新委員決定

八月二十八日 調査研究聯盟・調査研究協議會設立要綱決定 △全國總務部長會議開會 △國民政府答訪特派大使（平沼有田永井三氏）團決定 △印度騷擾加擔者卽時射殺令布告

八月二十九日 阿片戰爭百年記念 △滿獨經濟第二次協定調印

八月三十日 英空軍フレ族部落爆擊 △ガンヂー健康狀態發表さる

八月三十一日 蒙疆正副主席推戴式 △ジヤバの呼稱をジヤワと改む △中支綜合的物價對策成る

九月一日 大東亞省創設決定 △東郷外相辭表提出、東條首相外相を兼攝 △獨軍カラチ完全占領 △國土防衛の重要談話發表 △中央食糧營團創立 △滿洲開拓第二期五ケ年計畫實行方策發表

九月二日 內地稻作狀況良好と發表さる

九月三日 東京市機構一大刷新 △蒙疆政府最高顧問を廢止

九月四日 米濠協定成立

九月五日 九業種原價計算準則決定 △獨軍タマンスカヤ占領 △滿洲國新國歌制定

九月六日 ノヴオロシースク陷落

九月七日 全國刑事課長會議開催 △イタリヤ對ブラジル宣戰 △ヴイシー政府對米抗議 △米大統領爐邊談話放送に於てインフレ抑止の獨裁權を要求

九月八日 翼贊會「國民錬成要綱」決定 △滿洲國建國功勞者敍勳 △獨軍スタリングラード市周邊丘陵地帶占據

九月九日 アキヤブ來襲の敵機を擊墜 △滿洲開拓第二期五ケ年計畫決定 △米特使ウイルキー土首相と會見 △リトヴイノフ、ハル會談

九月十日 翼贊政治會、民情上通竝に地方事情調査要綱決定 △英軍再びマダカスカル島侵略 △南方映畫工作處理要綱決定

九月十一日 大東亞省官制案決定 △金屬生產確保策要綱成る △全國地方・區裁判所縮少等發表

九月十二日 東亞都市大會新京に擧行

九月十三日 司法保護記念式擧行 △故乃木將軍三十年祭 △グルー前駐日大使日本の强力を說く

九月十四日 日本機來本土初空襲

九月十五日 滿洲建國十周年式典 △改正電氣供給規定成る △電力消費規正實施方針要綱決定 △英トブルク上陸作戰失敗 △茲田中將東京市防衛局長に就任 △翼贊政治會修業年限短縮實施案進言

目次

主張……（一）
闇取引……關之（二）
行刑に關する座談會……（四）
再入者を見守る……吉田遊水（一三）
アメリカを見る立場……林秀（一六）
日本家屋の建築も 部品組立式にせよ……石山賢吉（一八）
藤澤正啓翁（一）……大石武（三〇）
習慣初めを愼む……佐伯復堂（三三）
作業賦課に就ての一考察（二）……工東寅信（三六）
心神耗弱少年行刑に就て（二）……木野信三（三八）
少年刑務所教育主任協議會の記……（三一）
逍遙自在……聰八郎（三四）
監獄法新舊比照（完）……田中茂雄（四三）
視察表……（一一）
刑務所異風景……（三四）
時事トピック……（四六）
圍碁閑話……（四三）
例規……（四七）
趣味欄……（三六）

十月號

——表紙 桑重清——

刑政第55巻第10号
矯正図書館



闇取引の闇

之一

警察、檢事局、裁判所等に於ては統制法令に背いた者の罪を經濟犯罪と呼んでゐるが、世の中では之を闇取引又は闇行爲又は單に闇と呼んでゐる。一體此の闇取引と云ふ言葉は、何時頃より出來たものであらうか。

申す迄も無く檢事局や裁判所で、闇取引事件を取扱ふやうになつたのは、今日より丁度四年三月昔の昭和十三年七月のことである。

經濟の統制は、昭和十二年の暮頃よりぼつ〳〵始まつて居たが、夫れ迄は警察官も、檢事も又判事も、闇取引の檢擧裁判などと云ふことは、殆んど考へなかつたのである。呑氣と云へば呑氣、迂闊と云へば迂闊である。所が支那事變が愈々重大化し、本腰を入れてやらなければ到底駄目であると云ふことになり、立ち上つたのが卽ち昭和十三年六月のことである。色々の統制を強化しよう。例へば內地向の綿織物は製造してはならない。又許可が無ければ綿織物は賣つてはならない。當分の間綿織物は藏臨してはならない。皮やゴムも無闇に使つてはならない。使ふならば許を受けよ等のまるで今迄の常識で考へれば、了解することの出來ない規則が矢繼早に出されたのである。さあ大變、綿、ゴム、皮革、銅、鐵等の業界は上へ下への大騒ぎである。又同警察や檢事局も相當あはてざるを得なかつた。兎に角違反者を檢擧しなければならない。其の爲には、何よりも法令の勉強をしなければならないと云ふことで、官報を取り出して法令をやつと摸し勉強にかかつたが仲々分からない。と云ふのも綿がどうの、ゴムがどうの、革がどうのと云ふことは、全く今迄沒交涉の事柄であつたからである。綿糸の番手とは何か。玉とは何か。銘柄とは何か。梱とは何か。チーズとは何か等々イロハのイからが既に疑問である。本で見たり、人に聞いたり、被疑者に聞いたりして一應勉強し、やつと搜査に取りかかり、更に實際の事件を通じ、多くの知識を得たのである。一應書物で知り、怖れずに事件へ突進するのが一番良い修業の方法である。初めの事件は綿糸が多かつた。否殆んど凡てが綿糸の事件であつたとも云ひ得るのである。業者は當時一般に法規に違反して取引した綿糸を「券無し」と呼んでゐた。之は切符無しで賣買することが、違反であつたから左樣に呼んだのであらう。

處が七月初檢擧に着手してより間も無くすると、闇取引と云ふ語が一般に用ひられる樣になつた。確に違反業者は、以前は左樣な言葉を使用しなかつた樣である。

どうも此の語は新聞の作つたものの樣に思はれるのである。

言葉も盛衰がある。一應作られて世に出るが、直に忘れられて用ひられなくなるものもあるかと思ふと、廣く且つ長く使用されるものもある。統制法令違反を、闇取引と呼ぶが如きは確に後者の例であらう。思ふに廣く長く使はれるには矢張り夫れ丈の理由があるのであらう。其の言葉がよく其の感じを云ひ現はし、何人もの心に頷くものがあることが必要であらう。闇取引と云ふ言葉は何んとなく統制法令に違反する取引を云ひ現はすに、相應しい樣に思はれる。新聞の造言力と云ふものは相當のものである。所で經濟犯罪を闇取引と呼んだが、何も闇で取引するのではなかつた。偶々夜間取引をしたのもあらうが、夫れは全くの偶然であつて、故意に基くものではなかつた。之は全く感じの問題で規則に遵ふとが明いとすれば、之に遵はないのは明いの反對で闇であるとでも云ふのであらうか。兎に角昔より闇と不正と云ふことは連想され勝ちのことであつた。

初は右の樣な譯で感じの上から闇取引と云ふ語が用ひられたが近頃極端に惡質なる違反者になると、文字通り闇の中で取引するものがある。夫れは相手方に餘り分らない樣、他の者にも分らない樣にと考へた寧句の事らしいが全く度し難い者である。之などは正眞正銘の闇取引である。斯樣なものの時に存在することは何んだかおかしく

刑政第55巻第10号
矯正図書館

行刑に關する座談會

日時　九月十六日
場所　築地藍亭

記者　いつも、月刊刑政につきましては御協力を頂き有難う御座います。先日御參觀なさつたことにつき、いろいろと貴重な御意見もあることと存じますので、それも承はり度く、座談會を催した次第で御座います。邦枝先生はまだ御參觀なさらぬのですが、そのうち一度觀ていただき度いと存じます。

學問的に刑はどういふものでなければならぬか、刑といつても刑務所へ入れるといふ、私共の言葉でいふ自由刑は、どうでなければならぬか、その學問的な結論は得て居るのですが、實際問題となると、いろいろと意見が出ることと思ひます。皆樣は、この前、刑務所を御覽になつたのですが、刑といふものは『もつと斯くあらねばならぬ』といふやうなことについて先づお話を願へればと……。

安倍　安倍先生どうぞ。

安倍　私は一度見せてもらつたが、具體的に何か話があれば、お答も出來ると思ひますが……。

ただ、あの時に、中尾君が『刑は應報か教育か』といふことを話されたやうに記憶して居ます。

私は、應報と教育は、刑に於ては離すことが出來ない、時代の思想が變つても、罪に對する應報を與へる中に、教育があるのだと考へて居ます。

正木　今迄は、明治以後ヨーロッパから移つて來た刑罰思想といふものが、何といつても、中心的なものとなつて居るのですが、これからは、日本のいろいろ變遷して來た固有の刑罰を行つていかなければならないと思つて居ます。

邦枝さんの德川時代の小說を讀みますと、死刑執行の場面が出て居ます。

邦枝　私が書いたものでせうか。

正木　あなたの小說だつたと記憶して居りますが……。

これに、殺す時に坊さんがお經をあげて、見物人が蠟燭をあげて居る所がある……。

邦枝　サア、それは私のではありませんね。

正木　とにかく、それによつて見ますと、人間の感じとしては、應報よりも、死んで行くのが可愛想だといふところにあるのです。

又、吉川英治さんの『宮本武藏』の內に、武藏が姬路の鷺城に監禁されて居る場面が出て來ますが……。そして武藏が靜かに物を考へて居ります。これ等も、日本の刑罰が、ただ繫ぐだけでなく、倫理觀を昂揚させやうとするものであることを言ふて居るものでないでせうか。日本の考へは倫理觀的に改善を要求するものだと思ひます。だから仕事の時も一生懸命働かすといふやうにもなるのですが……。

日本の應報は殘虐でありません。倫理觀といふ見方によつて行はれます。

それで、私などは、近頃、『倫理刑』と言ふて居るのですが……。

殘虐性を柔らかくして、保護して行く點に文化の發展があるのではないでせうか。

加藤　それですね、これは菊地寬の小說ですが、或る被害者の親族が加害者に對して……サア題は何といつたか。

正木　それは「ある抗議書」でせう。

加藤　それには、加害者が獄中で敎化を受けて、安心立命して幸福に死んで行く、これでは却つて、恨みの對象の加害者が救はれて了ふことにもなる、無限地獄に陷ちないので被害

者側は不滿足であるといふやうな事が書かれてゐるのですが……。これなどは暗示の多いものではないでせうか。

正木　それは私も讀んだ事があります。しかしドストエフスキーの『白痴』には、それと對蹠的のものがありますね。死刑臺に上つた顚末魔の最後の五分間を述べてゐるものですが……。

これにも、加害者が死刑を受ける時は、その刑罰は不公平になると言つて居ります。

加害者は逃れやう逃れやうと思つて居るものですが、死刑を執行される時は、十中の十はやられるので、逃がれやうとする希望が全然無いわけです。其處に不公平が在ると言つて居るのだと思ひます。かういふ點で、刑の本質が何時までも決まつて行かないのかも知れませんね。

鈴木　日本人が、西洋人や支那人と違ふ點はあつさりした國民であることだと思ひますが……。日本人は犯罪人や囚人になつても、西洋人や支那人と考へ方が違つて居るのだから、刑罰の方針も異るべきだと思ひます。

西洋人でも愛國心は變りないでせうが、然し日本人の心と少し違ふ點があるのではないでせうか。日本人は墓へ迄も秘密を持つて行けない。西洋人は墓へまでも秘密を持つて行く。西洋人の性質はドギツイと言ふことが出來ると思ひます。私は、恐らく、寧ろ外國に於て刑務所改善が叫ばれたのは、この西洋人のドギツイ性質が齎らした當時の行刑の反動であつたと思ふのですが……。

西洋人は深刻、日本人は淡泊、あらゆる部面に於て淡泊です。改善したり、善人に立ち還るのは日本人に多いのではないでせうか。こんな意味からも、刑の方針は、西洋と日本とで、根本的に異るものがあつて然るべきでせう。

加藤　日本の人間觀は性善に歸すると思ひます。たしかに日本人は淡泊ですね。

正木　鈴木先生のお仰せの樣に、外國の行刑の發展は反動であつたのです。

私はニユルンベルクで『ホルテルカンメル』を見ましたが、實に殘虐なものでした。日本は支那文化がはいつてから後も、殘虐が少いので、觀念では、佛敎に依り因果應報を知つてゐるが、實際的には殘虐が出來ないといふのが、私は、日本人だと思ひます。倫理觀としては善因善果、惡因惡果なのですが……。

吉田松陰が野山の獄にゐた、その時に、暗い所にはいつて居るものを見ると改過遷善しなければならぬといふことを詠んだ歌があります。橋本左內の幽囚錄にも同じ樣なことを言つて居ますね。

鈴木　日本人は『馬鹿野郎』とか『阿呆』とか云ひますが、西洋人の樣に『オース』といふやうな穩い言葉は遣はない。支那人は更に穩い言葉を用ひます。支那人は『お前のお母さんを姦するぞ』と言ふ、實にひどいことを言ふ、日本人では、こんな事は言へたものではありません。

私は、二年程前スペインに行きましたが、赤の連中が天下を取つて居て、反對派の者を引張つて來て自白を強要した場所を見て來たのですが、強要した方法が、實に何十種類も遣されて居ました。見て居て身の毛もよだつ程で、例へば、吊り下げて、下から焦がすとか、軀を前へ曲げさした儘、三日も四日も置いておくとか、こんなこと、よくも考へられたものだと思ひましたね。

正木　外國の刑罰は、みなさうです。

出席者（發言順敬稱略）
第一高等學校長　安倍能成
司法省行刑局長　正木亮
作家　邦枝完二
作家　加藤武雄
朝日新聞取締役出版局長　鈴木文史朗
本會常務理事　長部謹吾

刑政第55巻第10号
矯正図書館

オランダ人が日本へ來た時、「ラシヤめん」を置いたのでしたが、これが悪い事をすると、指を一本宛もがしたり、押し潰したりしたさうです。實に殘酷なことをしたもので、日本の刑罰には、元來、そんなものはありません。

記者 先き程、加藤先生の言はれた『或る抗議書』のお話、面白く承まはりましたが……。

そういふことに付いてもつとお話を伺ひ度いと存じますが……。

安倍 日本人にも應報觀はあるのです。ただそれが殘虐でないと謂ふのではないでせうか。

しかし、日本人が淡泊なりといふ丈けでは、まだ行刑の問題も解決されたと言ふことは出來ますまい。實際にどうして行ふかが問題でほないでせうか。教育刑はアメリカから起つたのですか。

正木 いや、オランダです。私は宗教聯合國が出來たときに起つたと見て居るのですが……。然し近頃、オランダの植民政策に手を付けてみてるるのですが、少し考へが變つたので、それは、丁度、オランダが一五九五年東印度會社が出來て、こつちへ植民して居る時分で、囚人も乞食も名前を變へて、教育刑の美名の下に、持つて來たのではないかと考へ出したのです。他の國は、イギリスもイタリヤもロシヤも普流刑で持つて來てるるので、囚人のまま持つて來たものです。然るに、オランダ丈けは、早く刑罰を濟まして、滿期釋放して持つて來てるるのです。

こんなことから、私は人口の少い國では政策が加味されて來るのではないかと見てるるのですが……。

然し、それがもとで教育刑が起つて來たのではありますが……。

鈴木 恐らく、囚人程、宗教を切實に考へるものはないのではないでせうか。その意味に於ては、刑務所は世の宗教家の新らしい活動の場所だと思ひます。そして刑務官の仕事も一面宗教的な仕事でなければならないと云ふことも考へたのですが……。

私は千葉刑務所に於て、根田所長に講演を頼まれたのですが、講演をやつて居る中に、ほんとに、聽手が囚人だといふ感じがしなくなつて、それは小菅刑務所で話をした時も同じでしたが、却つて、囚人より外の人間の方が悪いのではないかとも思つたのです。それで、『貴方がたの顏は暗黶でない。着物が違つて居る外は、外の人と、ちつとも違つてほ居ない。』と語つたのでありましたが、其後、根田さんから囚人が書いたといふ感想文が三通屆きました。『服裝以外に一般と變らない』と語つた私の言葉を三通とも捉へて居りましたが、一人は『泣いた』と書いて居て、一人は『人格が非常に大きく成つた』と書いて居つたのです。

その人達は罪人でないと見度いものですね。

囚人は何とかして、罪人といふ氣持から逃れ度いといふ感情をみな持つて居るのではないでせうか。

刑務所には教誨師も居られることですが、世の社會事業家、宗教家の活動範圍を刑務所にまで擴げて、どしく〳〵刑務所へ行つて活動してほしいものです。

正木 私は、囚人に話をする時、時時、笑はしてやらうと努めて居るのですが……。ある陸軍の人が、過日講演の時、『囚人はいくら體操をしても眼が落付かない』と言つて居られました。又或る人は『囚人は笑を忘れて居る』と言つて居られます位で、囚人を笑はすことは、仲々困難なことなのです。

私が囚人を笑はした一例を擧げますと、少しアクドイですが、囚人は『泥棒』といふ言葉を聞くと非常に笑ふもので、職員も教誨堂では、この言葉を遣はないのです。泥棒は犯罪の中でも最も悪いと彼等は考へて居るので、それを突かれるので笑ふのではないかと思ふのですが……。

とにかく『泥棒』といふ言葉は刑務所の忌語に成つて居ります。

勿論、私のこの笑はし方は少々アクドイですね。

鈴木 改心して懺悔した時は罪が消えるといふのがすべての宗教に共通したるのですが、少し考へが變つたので、それは、丁度、オランダが一五九五年東印度會社が出來て、こつちへ植民して居る時分で、囚人も乞食も名前を變へて、教育刑の美名の下に、持つて來たのではないかと考へ出したのです。他の國は、イギリスもイタリヤもロシヤも普流刑で持つて來てるるので、囚人のまま持つて來たものです。然るに、オランダ丈けは、早く刑罰を濟まして、滿期釋放して持つて來てるるのです。

こんなことから、私は人口の少い國では政策が加味されて來るのではないかと見てるるのですが……。

然し、それがもとで教育刑が起つて來たのではありますが……。

鈴木 恐らく、囚人程、宗教を切實に考へるものはないのではないでせうか。その意味に於ては、刑務所は世の宗教家の新らしい活動の場所だと思ひます。そして刑務官の仕事も一面宗教的な仕事でなければならないと云ふことも考へたのですが……。

私は千葉刑務所に於て、根田所長に講演を頼まれたのですが、講演をやつて居る中に、ほんとに、聽手が囚人だといふ感じがしなくなつて、それは小菅刑務所で話をした時も同じでしたが、却つて、囚人より外の人間の方が悪いのではないかとも思つたのです。それで、『貴方がたの顏は暗黶でない。着物が違つて居る外は、外の人と、ちつとも違つてほ居ない。』と語つたのでありましたが、其後、根田さんから囚人が書いたといふ感想文が三通屆きました。『服裝以外に一般と變らない』と語つた私の言葉を三通とも捉へて居りましたが、一人は『泣いた』と書いて居て、一人は『人格が非常に大きく成つた』と書いて居つたのです。

その人達は罪人でないと見度いものですね。

囚人は何とかして、罪人といふ氣持から逃れ度いといふ感情をみな持つて居るのではないでせうか。

刑務所には教誨師も居られることですが、世の社會事業家、宗教家の活動範圍を刑務所にまで擴げて、どしく〳〵刑務所へ行つて活動してほしいものです。

正木 私は、囚人に話をする時、時時、笑はしてやらうと努めて居るのですが……。ある陸軍の人が、過日講演の時、『囚人はいくら體操をしても眼が落付かない』と言つて居られました。又或る人は『囚人は笑を忘れて居る』と言つて居られます位で、囚人を笑はすことは、仲々困難なことなのです。

私が囚人を笑はした一例を擧げますと、少しアクドイですが、囚人は『泥棒』といふ言葉を聞くと非常に笑ふもので、職員も教誨堂では、この言葉を遣はないのです。泥棒は犯罪の中でも最も悪いと彼等は考へて居るので、それを突かれるので笑ふのではないかと思ふのですが……。

とにかく『泥棒』といふ言葉は刑務所の忌語に成つて居ります。

勿論、私のこの笑はし方は少々アクドイですね。

鈴木 改心して懺悔した時は罪が消えるといふのがすべての宗教に共通した

た點で、人により改心の程度も違ふが、各々が精一杯の改心をしたら、何も罪を犯さなかつたよりも立派に成れるのではないでせうか。

安倍 看守等はどういふ氣持で囚人に接して居ますか。

正木 それは二通りにわけて考へられます。看守の内で、比較的教育のある者は、だんだん癲癇性が多く成つて來るのではあるまいか。泥棒も人殺も、そんな事を超越して、刑務所か感化院か判らないやうに癲癇する處があるのです。教育の無い者になると、始めから『此奴悪い事をした奴』といふ頭があつて、毆る、蹴る、といふやうな事に成つて了ひます。

どつちが良いか、癲癇しても困りますが……。

ともかく、今は、だんだん教育を授けて、囚人を善くして行かうといふ心を持たす樣にして居ります。

邦枝 死刑を執行する人はどういふ氣持でせうか。

正木 その惱みは世界共通なのです。

したが、どうも死刑の立會後は氣持の悪るいものですね。

邦枝 淺右衞門の家が殘つてゐますね、淺右衞門の處に居た「ばあや」があつて、それから直接聞いたのですが、——ばあやは鬼具屋の娘ですが——打首をした後は一晩中百匁蠟燭を部屋につけてゐたとの事です。そして夜明けまで三味線で騒ぐ、夜明から酒の勢で凝た。と言ふてゐました。

正木 私は淺右衞門のことを何かで讀んだことがありますが……。

邦枝 淺右衞門の家は相當長い間襲いで來たさうですね。

正木 然し正統は續いては居ないらしいです。淺右衞門は雜輩は斬らなかつた。よい犯人をやつたやうですね。

私は死刑に立會つて死刑といふものが實に簡單にゆくものだと知つたわけでしたが……。

それは產婆を誘ひ出して殺した不良少年でしたが、死刑のときにあんまりアッサリと死んで了つた。然し、產婆には三人の子供が遺され、この三人がどうして生活して行くか。實際、役人に現實に人殺をやらしてゐるのは、大きな問題ですね。私が死刑廢止論を主張するのは人道主義からではないので、いま云つたやうな考へからなのですが……。

安倍 そうすると、貴方の考には應報がありますね。

正木 それはあります。死を遠い彼方に見るべきではないので、スッと飛び込むと落ちる、死刑は極めて簡單なものなのです。あまり早く片附くので、『ベッカリヤ』も死刑は本當の應報にならないと言つて居ります。

邦枝 私は仇討は良いと思ふのですが、死刑執行者の立場を殺された者の子などに與へたらどうでせうか、例へば一太刀報ひるとか。

正木 それは社會の秩序といふ點からも、許されないことではないでせうか。

長部 檢事をして居りますと、被害者の爲に義憤を感ずるのですが、さて

加害者が愈よ捕まると、これもやつぱり人の子で、極めて素直に成つて了ふので、義憤がどこへやら消えて行き勝ちなのです。これでは、縋つて來た被害者側に濟まないと自分に鞭打つ事が屢〻あるのですが……。

正木 先日、日本劇場で、仇討の映畫がありましたね。これは兄弟が仇を追つて歩く、捕へたのですが、仇は手を合はして、打たれても蹴られても、許してくれと賴む。とう〳〵二人は之を許すことにしたのでしたが……。

これも被害者の心理の一面を描寫して居るものと言ふことが出來るでせう。時が經つと、氣持が解れて行くのだと思はれます。

鈴木 「研辰の討たれ」ですね。

長部 自分が被害者だから應報するのではなくて、謂はば全體主義的な立場からのものが、日本には昔からあると思ひます。俺がやるのは「自分がやられたからだと言ふよりも、こいつけしからん奴だから」といふ考へが、日本人にはあるのではないでせうか。

鈴木 私も、そう思ひます。

記者 仇討の話が澤山ありますが、ほんとは仇を討たなかつたものが多かつたことと思ひますが……。

安倍 仇討は何時頃から始まつたのですか。道義的意義を認めるやうになつたのは何時頃からでせうか。

加藤 曾我兄弟でせう。いやそれ以前に、平家の殘黨が賴朝を狙つたりしたのもありますね。

曾我の仇討は、個人的よりも規模が大きい、もつと大きな政治的背景があると思ひます。

正木 仇討の歷史は、それ程無くて、佛教が渡來してから、大赦、特赦等の歷史が頻繁なのですが……。

これは日本人の國民性の顯はれで、哀れな奴を直ぐ許すといふ特質が日本人に在るのではないでせうか。

鈴木 日本の行刑は、では、教育七、八分應報二、三分といふ所ですか。

正木 いや、應報は自然に俟つのです。

加藤 教誨師は淨土思想ばかりで良いのでせうか。

正木 キリスト教が來ても歡迎してゐます。千葉刑務所では八宗混合で順番にやつて居ります。

留岡幸助、原胤昭などによつて北海道の方はキリスト教が瀰滿してゐた時分があつたのですが、明治二十七、八年頃から東本願寺になつてゐます。又內地は內地で、本願寺が自分で教誨師を育てて刑務所へ送つて居たので、その歷史が今日の狀態を齎らしたのです。現狀は外から有名な人或は立派な人に來てもらつたりして、謂はゞ教誨師が經で、片方が橫絲になると云ふやうな狀態になつて居りますが……。

加藤 吹上佐太郎が獄中記を書いて居りますね。ひどく惡い奴でしたが、獄中記に俺が惡いことをしたのは餘儀なくされたといふ宿命觀を書いてゐます。俺自身が惡いことをしたのではない。かういふ業因業果が相交互して、そうしたのだ。と言つて居ります。

正木 あんな殺人鬼の心理は、そうでないと判らないですね。

加藤 日本の人間觀は、やつぱり一切が神の分身と言ふことで、西洋と根本的に異つて居るので、この日本的人間觀に立つた日本的行刑が出來たら良いわけです。そして教誨師も淨土思想ばかりではいけないでせう。もつと積極的なものがほしいと思ひますが……。

正木 日本式の神の子は所謂大家族主義に歸一するものです。

安倍 そういふ風の考へを、ほんとに具體的にすることは六ヶ敷い……。

鈴木 小菅の岡部さんのお話でしたか、大東亞戰爭が始まつた十二月八日に全囚人を廣場に集めて『囚人も國民の一員として云々』との話をした時、囚人の中に多く泣いたものがあつたと、語られて居りました。教誨師の話よりも、寧ろ積極的な具體的な事實に基いて彼等の考へ方を一面から觸れる教誨が效果あるものではないでせうか。

正木 昔の樣に安心立命を說くと謂ふことに受刑者は決して滿足してゐない。死を賭して御國の爲に盡すことの話は、具體化して居るものと謂ふことが出來ませう。

現在いろいろやつてゐる軍需作業は無言の教誨です。そういふ現實があると少々安心立命の說教をしても堪へないらしいです。

長部 囚人は、その惱みを何人に打ち明けるか。劍を吊る者よりも、母性的な立場に立つ教誨師に言ひます。そういふ立場で教誨師は非常に役立つて居ると思ふのですが……。作業地で『トロッコ』を押しながらも『先生一寸心配があるので聞いて下さい』と言ふ。そして教誨師は、その場から草叢へ連れ出して、聞く、語る。

たゞ說教しても、埒があかぬのですが、こんなことが大變役立つのではないでせうか。壇上から叫ぶ丈けでは、或る程度の效果しかないものでせう。

鈴木 自分は話の非常に上手な普有名な講談師であつて、いま僧籍にある人を知つてゐるのですが、その人に先日千葉に行つて貰つた、何がよからうといふから菊地寬の『恩讐の彼方』がよいだらうといつて、それをやつた筈ですが、このやうな話もよいのではありませんか、抽象的な宗教の話をするよりも、效果的だと思ひますが……。

安倍 教誨師は日常囚人の生活と接觸して居るのですか。

正木 最も接近して居ます。教誨師は刑務所の母と云ふことが出來ませう。

共同生活の中では、女が無くては人間を善くする事は六ヶ敷いものと思ひます。刑務所の母は劍を吊つてゐる看守には求められません。教誨師に求めるのが近いと思ひます。

安倍 刑務所の組織として一番強く支配して居るものは何ですか。

正木 私は刑務所に入つたことがありますが、實地にはいつたアマチュアプリズナアは大門を出て、外の大氣を吸つた時程、愉快であることはなかつたのです。籠の中に入れられて居る事自體で、それは大きな變化だと思ひます。刑務所を參觀した人で『アパートよりも良いゾ』と言ふ人が多いですが、はいつて見たら假令五日間でも苦しいものです。立派な建物など間廻じやありません。

それから、私が出た時、野良の百姓の女なども綺麗に見えましたね。

鈴木 相當年輩の女を教誨師にしてはどうでせう。

正木 サアそれは……、

記者 今、安倍先生が言はれた『一番囚人の生活に接觸するもの』は、看守と教誨師です。

安倍 看守が囚人に接觸して、囚人に却つて支配されることはないでせうか。

正木 それはありませう。教育刑が成功するかどうか懸念されるのは、看守が囚人に感化されるところ多いか否かゝつてゐるわけです。

看守は給與も薄く、朝早くから夜遲くまで勤めますので、結局、受刑者の方が優遇されることになるといふわけで、受刑者の方が精神力で勝つことになる場合もありませう。

鈴木 小學校の先生でも同じですが、やつぱり、下級官吏の待遇は善くしなければならないですね。

加藤 今、全國で囚人は何人程ゐるのですか。

正木 受刑者が三萬八千人、未決が約四千五百人ぐらゐです。戰爭前から見ると一萬から減つて居ります。

加藤 囚人に對して看守の割合はどの位ですか。

正木 七對一とか十對一とかの割合です。

記者 それは夜勤者、事務を執る者もみなぶち込んでの話です。實際は五十名、六十名の受刑者を一人でみることにもなります。

安倍 囚人よりも看守の方が氣の毒に思ひますが……。

正木 そうです。勅任官などの問廻よりも、下級官吏に篤くしなければなりません。判任待遇もやめて判任官にしたら良いと思ひます。

記者 受刑者の生活の標準は社會のどの程度に置いたら良いか、このことをわれわれは常に惱んで居るのですが……。

正木 そのことは、外の方に、どうしても、意見を聞かねばならない事です。

ドイツで此の議論が盛であつた事があります。最下級の生活と一致させやうと謂ふのが誰でも考へることなのですが、では、乞食の生活費は一日十九錢、そして囚人も一日十九錢としますと、囚人の方が大量に買ふから分が良い事にもなります。

刑政第55巻第10号
矯正図書館

正木 或る作業場で、外から雇つて居る職工と同じめし、おかずを囚人に運んでも宜敷いかと申出て來たので、應諾しました。一食三十錢とか。『オカシラ』が附く有樣で囚人は非常に感激したのです。勿論めしは外と同じです……。

鈴木 三大節には特別の御馳走でも出すのですか。

正木 出すには出しますが、たこ配當です。

現在、囚人の働きに依つて約二百萬圓程衣食の費用を償つて餘ある結果になつて居りますので、この金は、別に國家がとつて了はなくても、囚人の處遇に振り向けてやつて良いのかも知れません。

加藤 囚人にとつては、食べることが一番の樂しみでせうね。

正木 それはそうです。

—邦枝氏他用の爲め中座す—

記者 加藤さん、森陽外の高瀬舟の感想を承まはり度いと存じます。

加藤 高瀬舟は傑作だと云ひますが、よく讀んで居ません。それは『テーマ』が二つに別かれてゐる。『作業賞與金がうれしい』といふことと『苦しんで居る弟を殺した』といふことに別かれて居たと思ひます。

大したものでないと自分は思つて居りますが……。かういふ人生もあると云ふことを書いたに過ぎないでせう。もらつた作業賞與金が生涯に所持した一番大金であつたといふ樣な者も世には居る事でせうね。

正木 苦しんで居る弟を殺した、弟の苦痛をとめる爲めに犯罪を犯した、といふ所は、オイタナジーの問題です。

記者 何か問題を投げかける事は……。

正木 オイタナジーは罪にならぬと近頃ドイツではなつて居りますね。

私は若い時囚人の作業について考へたのでした。昔、刑務作業の事務を擔任して居りました時は、監獄收入が五百萬圓位で、私は矛盾を感じたのです。どうしても、刑の執行は監獄のセルフサポーテイングシステムでやつて行かねばならぬと、馬力をかけたのでした。昭和十年に行刑局を出たのでしたが、その時は、まだ自給自足とまでには成つて居らなかつたのが、今日では、二千二百萬圓の監獄費用が要るところへ、二千四百萬圓の收入を擧げて居ます。囚人の生活全面をとらへての話で、看守の俸給とか、そんな事は別ですが、とにかく、二百萬圓程出て來る事になつたのです。今までの罪障消滅の效果は、作業に一つ出たと思つて居ます。次にどういふ事に持つて行くか、この示唆も欲しいと思ひますが……。

安倍 刑務作業は、現在の戰爭遂行上必要な仕事にも奉仕して居るのでせう。

正木 して居ります。

刑務所で善くなつた者を、外の工場で働かす爲め假釋放してやる、行刑を其處まで進展さすべきだと、行刑局の皆の者も考へて居るのですが……。

監獄に居る中から外へ預けるなどは、外の人の意見は如何でせうか。

刑罰でありながら執行猶豫もあります。滿期日迄に惡い事をすれば又刑務所へ入れるといふ條件で、出してやる假釋放の制度もあるのですから、そこまで行刑を進展さしてもよいと自分等は考へて居ります。

記者 どうもいろいろと貴重なお話を頂きまして難有う御座居ました。

觀察表

○

ある技術者が刑務所の工場をみた後の感想に、——工場の隅々までよく掃除が行き屆き、わたくしども民間の工場とひきくらべ、實に健美に堪えなかつたが、ただ、機械に埃のたまつてゐることが目についたと。僕はこれを聞き、いかにも暗示に富む言葉だと思ひ、綺麗事の行刑では駄目だ、草鞋をはいた行刑が必要だと痛感した。

○

明治二十五年頃の咄話にかうあると聞いた——

いまごろはやりの押丁さん、ほうろく笠の横かぶり、胸に十と九文の時計かけ、鳴る皮入りの靴はいて、前に赤猿ひきつれて、進め〳〵と鞭うたしやんす。

——口說のことは兎も角、精神力に於て當代と現代とどれだけの徑庭があらう。勿論、一は應報、一は教育の差はあるにせよ。僕は寧ろ當代の方が精神に草鞋をはいてゐたと思つてゐる。

○

精神に草鞋をはくといふのはどういふことか。僕は偶々「傳習錄」下卷陳九川所錄を繙き、つぎの如き文章に觸れた。——一人の役人が王陽明の講學に列して「王先生の學は大いに身の爲になりさうであります。しかし自分は記錄をつくつたり訴訟を聽いたりする仕事が忙しくて、とても修養の學には就くことを得ません。」陽明はこれを聞いて「予輩は決して役所の仕事を離れ、懸空に講學せよといふのではない。官司の事なれば官司の事より學をでつぷりと肥えた猿はゐない。さうしてみると、あんまり肥えることは、人間としては、考へものかも知れない。

○

學問のこと他無し。道を知るに在る。筋道を知るに在る。1+1=2は眞理であるといふよりも、筋道を正せばかうなるといふことである。この意味に於ては倫理も科學も一般である。國家を超えて眞理があると考へたり、自然力の上に人間力を認めようとすることの迷妄である勿論である。學者先生以て如何と爲す。

○

僕はある地方の拘置監の獨居房に、強姦を爲したといふ、眼鼻立ちの揃つた、十六、七歲にもなるかと思はれる紺の少年が靜かに頭を下げた姿を、何時までも忘れることができない。僕は心奧に少年對策への熱情がもり上つて來るのを判然と感じた。

事務を處理の間も亦實學である。事物を離れ學を爲してもただ著空であるばかりである」と。僕はこれを精神に草鞋をはく一つの方法だと思つてゐる。

○

骨と皮ばかりに痩せた豚はゐない。

刑政第55巻第10号
矯正図書館



◇隨　筆◇

再入者を見守る

吉田遊水

病舎に小鳥を飼つて置いたならば、ベットの上で、懊惱してゐる受刑者の身に取つて、どんなに慰めになることであらうかとも思つてみた。然し、それが、果して慰めになるであらうかどうかは疑問である。此のことは、吾々刑務官の間には、相當問題になつた。

私の友人に、縣會議員で、副議長にまでなつた男がゐた。瀆職の嫌疑で、延岡の分監に收容された。その頃の分監は、龜井城趾の北側に、聳え立つた石垣の下にあつた。石垣の上から、一望の下に分監内が見下された。

月のきれいな秋のある夜、石垣の突端で、笛を吹く者があつた。笛の音はあくまでも澄み切つて、嫋々として四邊のしゞまにひゞき渡り、南國特有の清澄な夜空は皓々と更けて行くばかりであつた。それが幾夜かつゞいた。無論友人は、その笛の音をしみ〴〵と聞いたのである。保釋になつて、出會つた際

『監房の上の石垣で、毎夜笛を吹く者があつた。私を慰めようと思ふ厚意からであらうが、聞いてゐる私に取つては、却つて斷腸の思ひで、堪えられなかつた』と述懐した。笛の音にしても、それを聞く人により、或は境遇により、慰めともなり、苦しみともなる。

疾患に惱んで愈々感傷的になつてゐる受刑の身で、鳥籠の中からもれてくる小鳥の聲を聞いて、どう感ずるであらうか。

ある日、來訪した釋放者が

『刑務所生活を體驗して、私はつく〴〵と小鳥を飼ふのは罪なことだと思つた』

と云つて聞かせたことがある。自由を拘束された生活が、如何にみぢめであるか、そして、そのつらさ苦しさから、方何寸かの狹い籠の中に、尊い一生を、何んの謂はれもなく閉込められた小鳥のやる瀉ない境涯に思ひを走せて、同情の餘りに、もらした感懷であることは言ふまでもない。それ以來刑務所内に於て、小鳥を飼ふ氣にはなれなかつた。

そのくせ私は、居宅に小鳥を飼つてゐる。さうして、もう彼れ是れ十年近くになる。

小鳥は日本種が總ての點に於て優れてゐる。人になつく、よく囀る。然し、摺餌で飼はなければならないので、多少億劫である。洋種は時餌で飼ひ易いかわりに、一向なつかず、囀らない。所が、カナリヤは、飼育方法が安易で、よく囀るので、ローラーを買つて來た。兩足に番號入の鐵環がはめてある。頭と兩翼の先端だけが黑くて、他は全身黃金色。泊木に直立した姿は、みるからにスマートで實によく囀る。

ある友人が

『君の内に電話をかけてゐると、カナリヤの聲が聞へてくる』

と云ふ位である。

私は何となく小鳥を好む。山間に育つて、子供の時分から、小鳥の聲になずんだせいでもあらう。

小學校は可なり遠方の村にあつた。里餘の間を草履ばきでかよつた。途中に廣々とした茅原があつて、その中に曲りくねつた小道が自然についてゐた。小道を辿り行く私の姿を、遠方から眺めたら、紺絣の筒袖姿が草の中に見えかくれしたことであらう。行手の茅の穗先に、よく頬白が啼いてゐた。私の小さな姿が近づくと、パツと飛立つて、先方の穗先に泊つて啼く。それを追ふ。また飛立つ。と云つた具合で、さうしたことが、毎日繰り返へされた。

頬白は、いかにも平凡な小鳥で、餘り多くの人に親しまれてゐないが、その野趣は、なか〳〵に捨て難いものがある。

學生時代の暑中休暇には、大阪と別府との間を、大阪商船の汽船で往復した。ギラギラした灼熱の陽を受けて、風光明媚な瀨戸内海は、紺碧の色をたゝへ、さながら油を溶かしたやうである。船は、段々島のある島と島との間を縫つて進む。油の海面が、船の舳で左右に斷ち切られ、そこから紺の敷物がくる〳〵と巻かれて、白い裏が現はれるやうに見えた。甲板に立つて、白く碎け行く波頭を、あかず眺めてゐると、何處かで頬白の聲がする。はてなと思つて甲板を探し廻はつた。すると事務長室の窓外に、籠が掛けてあつてそこに頬白が飼はれてあつた。私は意外な場所で、少年時代の小鳥を見出して、非常になつかしさを感じた。

當時の私の住家は、五ヶ瀨川の清流を挾んで、所謂斷崖絶壁が兩岸から差迫つた直下にあつたので、春から夏にかけて、晝間も鶯の聲が聞かれ、雨を含んだ寄などには、溪間に啼くほととぎすの聲が聞かれた。

郭公、鵯、鵙、四十雀、目白など、季節々々の小鳥が、裏の小山や軒端に來て啼いた。さうしたことから、小鳥の聲は、私に取つてほ親しいもの〳〵一つとなつた。

所で、カナリヤを飼つてはみたものゝ、何んとしてもなつかないので、聊かもの足らなさを感じはじめた。そこで、日本種の小鳥を飼つてみたくなつた。

谷崎潤一郎の「春琴抄」の中に

「雲雀の聲を眞に賞美するには、籠より放つて、その姿が見えずなるまで、空中に舞ひ上らせ、雲の奥深く分け入りながら啼く聲を、地上にあつて聞くのである。即ち雲切りの技を樂しむ……」淀屋橋筋の春琴の家の隣近所に家居する者は、うらゝかな春の日に、盲目の女師匠が物干し臺に立ち出でて、雲雀を空に揚げてゐるのを見かけることが珍しくなかつた。彼女の傍には、いつも佐助が侍り、外に鳥籠の世話をする女中が一人附いてゐた。女師匠が命ずると、女中が籠の戸を開ける。雲雀は嬉々として、ツンツン啼きながら高く高く舞つて行き、姿を霞の中に沒する。女師匠は見えぬ眼を上げて鳥影を追ひつゝ、やがて雲の間から、啼きしきる聲が落ちて來るのを、一心に聽き惚れてゐる。」

云ふ個所がある。私は之を、中央公論で讀んで、始めて雲雀の習性を知つた。隨分迂濶な話である。

熊谷へ出張した際に、市内に優れた雲雀を持つてゐる家があることを聞いた。その雲雀は、籠の戸を開けると、空高く舞ひ上つて、霞の中で囀つてゐるが、下で合圖をすると、急に降下して、元の籠に舞ひ戻つて來る。こうした優秀な雲雀を得るには、雛の内から育て上げたものを、四五十羽失つて、漸くその一羽が得られたと云ふことであつた。さうした小鳥を手に入れるなどとは、及びもつかぬが、せめて籠の中で啼く聲なりとも賞美したいと思つて、熊谷支所の櫻の枝に掛けてあつた籠の中から、一羽の雛を買ひ受けて養つてみた。子供等の掌に乘る程度に馴れはしたものゝ、待望の春が來ても啼かなかつた。然し、確に雄に違ひないからと云つて、根氣よく養つてみた。春が再び廻つて來た。梅が綻び、菜の花が咲き、よもやまに霞が棚曳いて、世は小鳥の天地となつたが、遂に雲雀は啼かなかつた。とう〳〵根まけして、籠の口をあけ放つた。小鳥は嬉々として飛去つた。さうして、元通りローラーだけを養ふことにした。

だが、このローラーを養ふことも並大抵ではない。毎朝水浴をさせねばならないし、一年中小松菜をたやすわけに行かぬし、種子を採り、またそれを蒔く。寒中ともなれば、霜よけや、雪覆をせねばならぬ。然し大雪の積つた朝など、深い雪をかきわけて、青々とした若菜を引抜くのは、なんとなく氣持のすが〳〵しいものである。

轉任の際が捗からず氣になつた。所が近い府中なので、籠を提げて無雜作に引越すことが出來た。

官舍に這入るや、鳥籠を軒端につるした。それは或夏の初めであつた。裏では頻りに雲雀が啼いてゐた。

「どこで鳴いてるか影も形も見えぬ。唯聲だけが明かに聞える。せつせと忙しく、絶間なく鳴いて居る。方幾里の空氣が一面に蚤に刺されて居たゝまれない樣な

刑政第55巻第10号
矯正図書館

氣がする。あの鳥の鳴く音には瞬時の餘裕もない。のどかな春の日を鳴き盡し、鳴きあかし、又鳴き暮らさなければ氣が濟まんと見える」之は文豪夏目漱石の「草枕」にある雲雀を描寫した名文句である。洵にその通りで、雲雀はいつ迄も啼きつゞけた。

庭には、見馴れぬ尾長が頻りに飛翔してゐた。此の鳥の主なる棲息地方は埼玉、東京、千葉、茨城の各府縣と云ふことであるが、私は内地では、府中に來て始めてこの鳥を見かけた。五六年前に、朝鮮で見たのであるが、果してそれが、同一のものであるか否かは知らない。

十月末のある朝、私は儒城の溫泉ホテルの二階で眼がさめた。こゝは釜山から特急で約四時間の行程、大田市近くの溫泉場である。夜行であつた爲、汽車の窓からきれいな月を眺めただけで、朝鮮の風物にはまだ接してゐなかつた。

寢床から起きて窓外を眺めた。始めて見る朝鮮の姿が其處にあつた。百姓がホー、ホーと聲を掛けながら牛を追つて、畑を拵へてゐた。庭にはやたらに植込んであるポプラの細長く伸び切つた枝が、ユラ〳〵風に搖れて、その間を、奇妙な聲で、尾を長く曳いて、水平に飛び廻つてゐる黑い小鳥がゐた。

寢床をあげに來た女中に訊ねてみると、朝鮮ガラスと云ふことであつた。

それから私は京城へ赴いた。途中で見かけたが、朝鮮ホテルの庭にもゐた。ホテルの後庭にすばらしい大きな槻樹がある。その枝に巢をかけると見えて、うるさい程無數に飛び廻はつてゐた。

旅順の所長の十河竹次郎君に出會つたので、奇聲を發する小鳥の正體に就いて訊ねると

『あれは鵲で、俗に朝鮮ガラスとも云ふ。啼聲がかすれてゐるので、風邪をひくと、朝鮮ガラスのやうだと云つてひやかすのである。途中滿洲の曠野で汽車の上から見たのであるが、あの鳥が牛の背に乘つてゐた』と笑ひながら說明して呉れた。

啼聲、形態、色彩等からして、朝鮮ガラスは確に關東地方の尾長と同一、若くは渺くとも同一系統の鳥屬に違ひない。唯朝鮮ガラスは、羽毛が黑いのに反し、府中にゐる尾長はやゝ蒼色の感じが強いだけである。尾長は雀を虐めたり、小鳥にかゝるので、うつかりローラーの籠を軒端に吊して置かれなかつた。然し、秋風が立ち初める頃になると、何れかへ飛び去つて、姿を見せなくなる。去る代り今度は鵲が跳梁を初める。少しも油斷がならない。

鵲は年から年中庭の樹間を飛び廻はつてゐる。寒い時分にゐないだけで、好んで高い樹の尖端に止つて、尾を上下に動かしながら、如何にも高慢ちきな姿態で、四方を睥睨し、虎視眈々として、常に襲撃の態勢を整へてゐると云つた形である。然も他の小鳥を眞似て囀るに至つては奇怪至極である。

それでも藤の花がこぼれて、葉が茂り初めると、藤棚などに巢をかけて、雛を育てるのに寧日なしと云つた有樣だが、秋風が立つと、どうしたことか氣が荒くなつて雀や鳥籠のローラーに襲ひかゝるのである。さうなるとローラーなどは實にみぢめなもので、狼狽の極、籠の内側にへばり付くので、たやすく爪を立てられるのである。

然し、鵲の襲來よりも、より恐るべきは、事變のため、餌料がなくなり始めたことだ。この頃では兎角とぎれ勝ちで、恐らく近々の内に、皆無となるであらう。且つ今年はひでりが續いたので、種子を蒔いても小松菜がそだたず、青物がなくなつて了つた。かうなつては最早ローラーの運命も見へすいてゐる。

今の内に、逃がしてやるべきではないか。

ローラーの生命は約五年と云ふことであつたが、私は僅かな注意と努力とに依つて、二倍の壽命を保たしめた。それ故、ローラーとしては壽命に不足はあるまい。然し、私としてはせめて最後に、一切の拘束から解放して、自由の天地に兩翼を擴げ、一度でもよいから、思ふがまゝにして飛翔せしめてやりたい。それに私は、長い間手塩にかけた小鳥の斷末魔を見たくない。

『逃がしても、小鳥は獨力で生きて行けるでせうか。かわいさうだからと云つて、逃がしてやるのが慈悲でしようか。それとも此のまゝ養へるだけ養つた方が却つて慈悲ではないでせうか』

などと家内は曖昧なことを云ふ。之れは私が一度通つて來た迷路だ。家内は再び私をその迷路の中に引摺り込まんとしてゐる。

私の決斷が、日一日と延びれば延びる程、ローラーの運命は、日一日と縮まるだけだ。

或日曜日の朝、鳥籠を芝生の上に持出して、思ひ切つて籠の口をあけた。

ローラーは恐る恐る籠の外に出て、庭を飛び廻はつてゐたが、餘り遠くへは行かず、草の芽などをつゝいてゐた。私はそのまゝ外出した。

夕方歸宅してみると、鳥籠が茶の間の緣に上げてあつて、中にローラーが、元通り這入つてゐた。それを見て、

『ローラーはどうした』

と語氣鋭くどなつた。

『籠の口があいてゐましたので、いつの間にか戻つて、獨りで中へ這入つたと見えます』

と、家内が前掛けで手を拭きながら臺所から出て來た。

折角放ちやつた者が、再び戻つて來た。

よし、斯くなる以上は、更に育くみ續けて、再入者の最後を見守つてやらう。それが私に負はされた責任であり運命でもある。

所詮、喜びと悲しみとは、裏と表とに過ぎない。

私は小鳥の所作を見詰めたまゝ、默然として其處を動かなかつた。家内は家内で、私の顏色を盜見して、無言のまゝ臺所へ去つた。

應接間で、次女の千鶴子がピアノを曳いてゐると見えて、カツコウ！カツコウ！とおぼつかない「郭公ワルツ」の獨奏曲が流れて來た。陽は漸く暮れんとして鵲が頻りに啼いてゐる。庭には白萩がこぼれてゐた。

（筆者は府中刑務所長）

日本人の強さ

中島大助

日本の兵隊は強い、アメリカの兵隊は弱いといふ話に就いては、巷間種々の興味ある挿話がある。

飛行機を製作する場合に、その胴體や翼を構成するのに、どうしても必要なのは、リベットである。

即ち、各要所要所を締めつける鋲である。そして、是を打ち込む場合には、片側の方丈けは人間の手で、押へて居らねば、うまく締付が利かないのである。

そこでそれに必要な人間といふのが、何しろあの狹い中で仕事をする丈けに、アメリカ人のやうな大きな體軀では、甚しく操作に支障を來すのだそうである。

そこでアメリカの飛行機製作場では、態々小人を募集して、機内のリベットの仕事に從事させて居るとの事である。

だから、日々の新聞の廣告欄には「小人募集」といふ珍廣告さへ見られ、サーカスや輕業の如き運命でもある。

仲間には、例の一寸法師が影を失くしたといつて居る。反對に日本人はどうか。體軀は彼に比べて誠に、矮小である。而し手細工の點に至つては、彼等よりも數等他を抽いて居るといへる。

第一、我慢強い點、仕事に對して、ひた向きの精神、中途に遊びのない事、責任感の強い事是等が凡て整備されて仕事に從事すると言つた具合だから、飛行機の製作には、その點から言つても有利であり好適と言つてよいのである。

然らば、それを實戰に使用する場合どうかといふに、飛行機にしても潜水艦にしても、狹苦しい中で、操作をやり、機銃を握り、爆彈を抱へるといふ場合、我等日本人の甲斐々々しさは、到底、彼等とは問題にならぬ優秀性を把持して居る強味があるのである。

士道の現れがあり、攻撃魂の赫々たる物が、天來の物として存在するから、所謂、彼等のダンス場がなければ艦には乘らぬとか、何ドルを呉れなければ飛行機へ乘らぬなどといふ人種とは、全く想像もつかぬ程の懸隔がある譯である。

食料にしても、日本の兵隊は、握り飯に梅干さへあれば、幾日間の食を繼ぐ可能性があるのに、彼等は食パンとかバタとかミルクなどといふ厄介な物がなければ、戰へぬといふのだから、此處にも、大きな違ひがあり、日本人の強味は必然性となつて具現されて來るのである。

卽ち、玆に國を擧げての戰果が揚がり、縱令、大東亞戰が百年續いても、日本傳來の強味が增して來るであらう事が考へられる次第である。

刑政第55巻第10号
矯正図書館



アメリカを見る立場

林 秀

外交講話

アメリカを語る場合、我々はそこに相反せる二つの立場があることに氣が付く。一つはアメリカを輕蔑する傾向、これは主としてアメリカの精神文化に對する態度である。他の一つは、アメリカを過大評價する立場、それはアメリカの物質文化を高く見積るところから來る。

アメリカを輕蔑する人達も、アメリカの物質文化を全く無視してゐる譯ではない。寧ろ或る意味では、アメリカの物質文化に一種の羨望を感じながらも、アメリカに高い精神文化がないといふ理由によつて、アメリカの力を低く評價してゐる。もちろん、さういふ見方も全然排斥せらるべきではないし、或る面では確かにそれを證明すべき事實をあげることも困難ではない。けれども、高い精神文化のみが國家ではない。國家を中心にしてみる時には、精神文化はその中核を形成してはゐるけれども、國家の現實の要求を滿してゐるものは別の文化要素である。さうでなければ、高度の精神文化を有する印度や支那が植民地化して、精神文化の低いアメリカが假令へ一時的にもせよ世界の最大強國たり得たといふ說明が出來なくなるであらう。

之れに反し、アメリカの物質文化を高く評價する人達は、アメリカの有する生産力や機械力に壓倒されて、國家の形而上的な生命力を全く無視してしまつてゐる。物がすべてを決定するといふ立場に於ては、我々はとてもアメリカには敵はないといふ敗北感を深くするのも當然である。然し、さういふ物質力のみが戰爭を最後的に決定するものでないことはこゝに改めて說くまでもない。

結局、我々がアメリカを見る場合、この二つの立場の孰れかをとる限り、決して正しい結論に到達することは出來ないであらう。その證據には、アメリカ恐るゝに足らず、と言つたかと思ふと直ぐ、アメリカを輕視するな、といふやうなことが叫ばれる。國民は一體どつちが眞實なのか判斷に迷はざるを得ない譯である。このことは、今日の指導者にもアメリカを見る立場が確乎として把握されてゐないことを示すものである。

○

仍で、我々は先づアメリカを正しく判斷するには、精神文化、物質文化といふやうな一面的な、併も既成的な見方を廢して、アメリカ文化といふ綜合的立場をとることが必要である。アメリカには、成程深い哲學もなければ宗教もない、文學に於ても、音樂に於ても、美術に於ても、獨逸や伊太利や佛蘭西のやうな傑れた傳統はもつてゐない。けれども、アメリカ大陸では、我我が曾つて「文化」と呼んだものとは全く異なつた範疇の新しい文化が形成されつゝある。そこには、我々の觀念では決して高いとも思はれないし、深いとも考へられないが、然し不思議に魅惑力をもつ特殊の性格をもつた文化が形成されてゐる。アメリカ映畫の薄つぺらさや、アメリカ美術の內容の乏しさ、アメリカ音樂の騷々しさ、アメリカ建築のコケおどかし等々、何一つ我々の頭で考へて感心するやうなものはない。だが、それにも拘らず、その文化は我々に深い影響力をもつてゐる。我々は、先づこの點をハッキリ認識しておかなければならぬ。然し、こゝに一つ問題となるのは、影響力をもつ文化が本質的に優れた文化であるかどうか、といふことである。俗にも、朱に交はれば赤くなるといふが、我々に最も強い影響を與ふるものは官能的に強い刺戟をもつものである。色の中でも原色の赤が強い影響力をもつやうに、文化も官能的なものほど直接的である。だから惡いことには染り易い。こゝをもつて、高い文化と、影響力をもつ文

化とは多くの場合一致しないことを知ることが出來る。漢民族の文化が常に侵略者を同化して了ふといふ事實も此の例から甚だしく遠いものではない。現に、學者の間では、元の文化や淸の文化は、支那の中原の文化と比較して決して低度のものでなかつたと言はれてゐる。そこに見られる同化の作用は、明かに文化の本質的優劣とは別個に相異れる性格の文化の影響力に因るものである。

このやうな事實にも拘らず、我々は影響力をもつ文化が、常に高度の文化であるが如き錯覺に陷入り易い。それ故、アメリカ文化の心醉者たちは、影響力をもつ文化を高い文化にして了ふ爲に、アメリカの倫理的性格即ちピューリタリズムを過大に評價する。恰も、漢文化の中に孔子主義を結びつけるやうに、然し、實際には現在の漢文化に孔子主義が見られないやうに、アメリカ文化には淸教徒的性格が磨滅しかゝつてゐるのだ。その內部的崩壞を纔かに救つてゐるのは、官能主義文化を支へる生産力の面だけである。このやうなアメリカの生産力の面だけでも、確かに恐るべき力をもつてゐる。けれども、そこには必ず限界がある。その限界に來た時、アメリカを內部から支へるものが何んであるか。我々は、そこにはアメリカ崩壞の契機を見ることが出來るのである。何んとなれば、アメリカ生産力の根元は官能主義的物質主義以外の何ものでもないからである。

從つて、アメリカ文化を見る場合、我々にはその文化の本質を摑むと共に、その影響力について特別の考慮を拂ふことが必要であらう。

○

次にアメリカに對する日本人の感情の特殊性を見遁してはならない。

我々は、現在世界の二大強國たるイギリスとアメリカを敵として戰つてゐる。イギリスに對する國民的感情には多分に敵愾心が見受けられるが、アメリカに對してはそれほど切迫したものがない。それには多分に兩國の對外政策の性格の相違も原因してゐるが、同時に開國以來の歷史的な因緣といふものも亦大いに省察されなければならぬ。

日本は曾つてイギリスとは同盟國であつたが、それは兩國の共同の利害の上に立つたもので、歷史的精神的には深い根據がなかつたと言つていゝ。而も、この同盟によつて得たイギリス側の利益は莫大なものであつた。この事實は今日國民によく徹底してゐる。イギリスの對日政策は、幕末開國當時から一貫したもので、所謂極東に於ける日本の利用といふことに終始してゐる。殊に、支那大陸に於ける利害の永い間の對立、極東に於けるイギリスの帝國主義侵略、支那事變の妨害等は何人にもよく理解されてゐるところである。從つて英國討つべしの聲は國民的輿論となり、支那事變を通じて反英運動が屢々繰返されて來たのである。

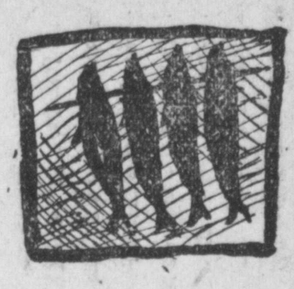
然るに、アメリカに對しては何等反米輿論の指導をすることなしに突如として戰爭に入つてしまつた。支那事變を通じても、或ひは日米交涉を通じても、日米間には日本國民を憤激せしむべき幾多の事實が伏在してゐる。政府はそれをひた隱しにして戰爭に入つてしまつたのである。勿論、そこには種種の意味があるから、一概にこれを非難することは出來ないが——。孰れにしても、事變以來のアメリカの態度には我慢出來ぬ事實が數々ある。國民にその事實が徹底してゐないとも、敵愾心の稀薄な一つの原因になつてゐる。

更にまた他の大きな原因としては、開國以來の日本人の對米史觀をあげなければならない。今日では多少對米史觀の教育法も異なつてゐるが、二十代以上の日本人はその教育の全過程に於て常に友好的對米史觀を注ぎ込まれて來てゐる。早い話が、米國は日本開國の恩人なりとの觀念である。その事實は今日種々の資料によつて覆へされてゐるが、長い間に亙つて施された教育は今日も猶依然として我々の觀念にコビリついてゐる。然し、このやうな歷史乃至歷史觀が間違つてゐることは今日日本がアメリカと喰ふか喰はれるかの戰爭をしてゐるといふ事實と照合しても明かである。それ故、今日我々に要求されてゐることは新しい對米史觀の上に立つた日米史を書くといふことでなければならぬ。

この對米史觀を是正せぬ限り、日本國民の腹の底からの對米敵愾心を——卽ちそれこそが眞正の對米國民感情であるべきなのだが——起さしめることは容易でない。國運を賭しての長期對米戰に備へる意味でも、このことは特に考慮されなければならない。

紙數の關係上、之等について詳述出來ないが、以上を要するに、アメリカを見る立場として、第一にはアメリカ文化に對する新しい角度、第二に日本人の對米史觀の是正、この二點をあげて置きたい。長期戰を戰ふ對米國民指導の立場も大概此の二點を他にしては考へ得られないであらう。

刑政第55巻第10号
矯正図書館



經濟講話

日本家屋の建築も部品組立式にせよ

石山賢吉

前々號に書いた將棊名人位爭奪戰は木村名人の四連勝に終つた。木村名人は飽くまで強い。四對一の豫想さへ裏切つて、七番勝負を四番で終局にしたのである。

この將棊は、名人の挑戰者を決定するのに二年の歳月を費した。そして、對局の際は、神前に誓をした。對局者は、決死の覺悟であつた。神田八段の如きは、大病を患ひ、十八貫の體重が十二貫に痩せた。健康本位にすれば、對局を中止すべきであつた。同八段は軍人が戰場に臨むと同じ決心で、對局した。他方、木村名人も、對局條件はよくなかつた、名人は、惡質の齒を病み、三ヶ月間病床生活をして、恢復が充分でなかつた。其處を押して對局した。これも悲壯な決心であつたのだ。それだけ大掛りの對局をして、その跡へ何を遺したか。

その價値を貨幣價値で表現すると、一番はつきりするが、この名人位爭奪戰には、その豫選と決戰に、東京日々大阪毎日の兩社から二十萬圓の經費が支拂はれた。豫選は決戰の豫備行爲で、決戰の爲の豫選であるから、二十萬圓の經費は、決戰四番の對局に支拂はれたものと云へる。

すると、一番の對局費が五萬圓になる。それだけの巨費を費した名人位爭奪戰は棋界へ何を殘したか。

その遺蹟は偉大である。その跡には將棊術の一大進歩がはつきり印象されて居るのである。この事は、第四局を例に取つて、說明すると、簡便である。

第四局の十三手目を運ぶに就て、木村名人は四時間近く考へた、正確に云へば、二百二十八分—即ち三時間四十八分考へたのである。

專門棋士は、長考に長考を重ねる。殊に、大切な對局になれば、駒の進退を愼重にするから、一手に四時間考へた處で別に不思議はない。

唯、それが序盤十三手目である處に特異の問題が生ずる。

將棊は、序盤、中盤、終盤に三大別される。序盤は、駒組である—一般的に云へば對抗陣型の形成である。中盤は、その陣型で闘つて優劣を爭ひ、終盤で勝敗を決するのである。

序盤の駒組には、三十手內外を要する。相懸り、中飛車、四間飛車、向ひ飛車、石田流、是安流など色々あるがその陣型を形成するには、三十手內外の指手を進めなければならないのである。

昔の棋士は、序盤の駒組には餘り考へなかつた。如何なる駒組にも熟達して居るので、さつさと指手を進めたのである。

陣型を形成し終り、いざ戰闘を開始といふ處に、ウンと考へる。

それは、その筈で、惡い處で仕掛れば忽ち敵に擊退され、自滅に終つて了ふ。そうならない爲に考へる。それには、彼我の戰闘狀況を豫想しなければならないから思索に時間を要するのである。

だが、それに就て問題がある。

仕掛ける時間を費す事は元より必要であるが、如何に仕掛に時間を費した處で、それまでに組み上げた陣型が惡るければ、戰闘は不利になる。

そこで、將棊術が進むに從つて、研究がそれ以前に溯る事になつた。有利の陣型を形成する爲に、考案するのである。

その結果、過去に考案された定石が次から次へ打ち破られて行く。今日、中飛車、四間飛車、石田流、是安流などといふ古い定石は、指す者がない。それを破る指手が工夫し盡されて居るからである。

古い定石が打ち破られて新しい定石が生れる、四百年の將棊史はそれを繰り返して來たのであるが、この傳統は、棋士の考へる場所を變化させた。指手の淺い處—駒組の餘り進まない處に深く考へるようになつたのである。

これが現代將棊の特長である。

この現れは、個人の將棊上達の徑路に於ても見られる。

將棊の下手な時は、序盤、中盤、終盤の區別なく、考へないで、さつさと指す考へたくとも考へる力がない爲である。

少し將棊が上達すると、終盤に考へる。終盤になると、變化が狹くなるから、下手でも少しは考へられる爲めである。

更に上達すると、中盤にも考へる。その上、上達すると、今度は序盤に考へるようになる。

序盤に考へるようになれば、高段棋士である。

序盤も分析すると、前半と後半になるが、前半に考へるようになれば、高段中の高段である。

木村名人が四時間考へた十三手目は駒組が一寸進んだばかりの處である。序盤の前半である事は勿論、その前半を更に分析すれば、前半中の前半となるもので、普通の將棊眼を以てすれば茫洋として、海の物とも山の物とも見わけの附かない局面であつたのである。其處を名人が大長考をしたのである。將棊に注意されて居る方は、どなたも御承知の如く、近年の對局は時間制である。各々の消費時間は決つて居り、それ以上を費せば、局面の如何に拘らず、その人の負けとなるのである。

この身を切るような時間を四時間費して、普通に考へない場所に考へたのだから、其處に木村義雄君の現代將棊名人としての現れがある。

論より證據、古來、高段棋士が棋を闘はしたものが幾百局、幾千局に達して居るが、序盤十三手目に於てこれだけの長考をしたものが他にあるか。唯の一局もないのである。

誠に、天野宗歩を再生させて、名人位爭奪戰を對局させて見よ。

恐らく、彼は、序盤に於て、これだけの長考を費さないであらう。

天野宗歩は、德川末期に出現した棋界の偉人である。それと現代名人と比較して、それだけの相違があるもので、その相違は、卽ち、將棊術の進歩を示すものである。

木村名人は、現代八段に香を引いて勝ち越す棋力十段以上を備へ、名人中の名人と云はれて居る。その名人が序盤に長く考へるのは、人の考へ得ない處に考へる力を持つて居る爲である。將棊術の進歩した現代名人らしい名人である。

この名人の棋力が第四局に於て最も能く現はれて居る。第四局が今回行はれた名人位爭奪戰の代表的棋局である。

以上述べた如く、將棊術は過去四百年研鑽を經て偉大の進歩をした。

その他、社會の事々物々皆な進歩して居る。處が玆に一つ幾百年經つても、少しも進歩しないものがある。

それは、日本家屋の建築である。

日本家屋の建築は、德川時代に比較しても、豐臣時代に比較しても、少しも進歩の跡がない。相變らず手工を以て始終し、ちつぽけな家を建てるのに、莫大の建築費を費して居る。

然も、この日本家屋の建築は、同じ仲間の進歩に對して極めて鈍感である。

お隣の鐵筋コンクリート建を見よ。あれだけ堅牢の建物が、日本家屋の木造と大差ない廉價に出來上る。それは卽ち機械化の賜である。

假に、鐵筋コンクリート建を日本家屋の如く手工式にして見よ、どれだけ建築費が掛るか。

セメントを手工式に製造し、鐵筋を鍛冶屋流で鍛造し、コンクリートを手練りにして樽で運んで居たならば、一坪の出來上り價格は幾萬圓を費しても尙ほ足らないであらう。

それが僅に三—四百圓で出來上るのは、部品の大量生產とその組立を機械化した爲である。

日本家屋の建築も、ナゼ鐵筋コンクリートの如く部品の組立建築にしないか。さすれば大量生產も、機械化組立も、それに應用が出來て、その建築費は極めて廉價なものになる。

聞けば、獨逸は、その通りにして居るそうである。

獨逸の家屋建築は、寄せ木組工をするような部品の組立であり、その部品は一定の規格に從つて大量生產であるといふことである。

日本もナゼその通りにしないか。

近年、住宅營團といふようなものが出來て居ながら、日本家屋の建築に少しも進歩の跡がないのは遺憾である。

最近、東北大學の敎授成瀨政男氏に會つたら、

「獨逸人は、その個人々々を見れば、決して及び難いとも思はない。けれども、やつた仕事の跡は實に偉大である」

といふ獨逸觀を話された。これは獨逸人の實行力を稱讚した含蓄のある談話である。

日本人は、實行力が足らない。日本人は知つて居ることを片端から實行したなら、その成績は今日幾倍するであらう。

日本家屋の規格建築などは疾くに誰も知つて居ることである。それであつて未だに實行されない。

社會生活に關係の深いこの問題を等閑に附して居るのは、何處かに怠慢の罪がある。

刑政第55巻第10号
矯正図書館

藤澤正啓翁

（二）

大石武

藤澤氏の仕事には、魂が入り精神がこもつてゐたのである。若し「天ものいはずして四時行はる」といふ東洋道徳の眞諦を端的に表現するこの言葉が氏の場合に相當程度當てはめ得るものとするなれば、それは正にその意味においてゞなければならない。氏の雄辯は言葉の雄辯ではなくて、魂の雄辯であり、精神の雄辯であつた。

武士魂、殊に物事のけじめをハッキリとつける會津魂——それ故に氏の性格には迷路がない。八幡の籔知らずのやうに、何處が入口か出口かも分らぬといつたやうな茫洋として捕捉し難い大きくはあるがしかし不純な風格は、氏には到底これを望み得ない。氏は飽くまでも生一本で、純情で、文字通り「行くに徑に由らざる」底の人物であつた。氏は自己を掩はんがためいかなる修飾をも行はないし、いかなる自己迷彩をも施さない。氏の存在は、何處までも氏自身の、氏の正味の存在であつた。表から見ても裏から見ても、公生活においても私生活においても、氏の存在は少しもその相貌を改めようとしない。內外公私を通じて私共はそこに一個の「人間藤澤」を見るのみである。繰返すが、その意味で氏は官吏である前に先づ「人間」であつた。よく整理されよく釣り合ひのとれた一個の常識ある武士的人間であつた。さうあることが官吏としての氏の始點であり、終點であつた。といふよりも、氏の全生涯の始點であり、終點であつた。氏の性格や思想には、生涯を通じていはゆる「突變的」變化はなかつたやうに思はれる。

要するに、藤澤氏の性格は、尙ほその體格の如しであつたといへよう。氏の體格は小柄ではあるがどつしりとしてゐた。氏の性格も亦、茫洋たる大きさはないが人をして或るどつしりしたものを感ぜしむるに十分であつた。氏は會津武士であつた。そして、會津武士の行刑が一切の行刑ではないとしても、そのよき部分を掩ふてゐたことだけは、何人もこれを承認するに吝かでないだらう。

家柄と幼少年時代

藤澤氏は、嘉永三年十二月七日、會津藩士藤澤內藏亟忠啓の長子として若松城下手明町（現在の融通寺町）で生れた。幼名を忠八郎といつた。藤澤家の祖先は、もと保科姓を名告つて、信州伊奈郡藤澤の庄を領してゐたが、中興の祖といはれる保科正清が、同國高遠の城主保科彈正正光公に仕ふるに及んで、保科姓を諱み、所領の地名を取つて藤澤姓に改めたのだといはれる。して見ると、藤澤家は、以前はその主君と同族であつたことが肯かれる。それに、正清の子康次は、會津藩祖保科正之公幼時の御附人として召出されたともいふし、何れにしても、藤澤家が會津藩中でも相當の家柄であつたことが分る。中でも、藤澤氏の曾祖父にあたる藤澤忠恕は、同家中興の祖と稱せられてゐるだけに、なか〳〵のやり手で、會津藩のために、いろ〳〵の事蹟を殘してゐる。藤澤氏の人となりが、幼時からこの曾祖父を思はせるものがあつたといふのも面白いことである。そして氏の祖父である藤澤光忠が又、その父にもまさる傑物で、しかも文武の達人であつたらしい。この人が、代官として、普請役人として、將た又、勘定奉行として、藩のために盡瘁、貢献したことは、實に並々ならぬものがあつたらしいのである。氏の父忠啓も亦、相當の人物で、よくその父祖の名を辱かしめなかつたが、たまたま、繼嗣の變に際會し、東西に奔走して、具に辛酸を嘗めたのであつた。

かうした會津でも相當の家柄に、しかも子供氣のない淋しい家庭に、最初に出來た子供だつたので、藤澤氏の出生は、頗る惠まれたものであつた。文字通りの子寶として、祖父母と兩親との寵愛を一身にあつめて、いとも幸福に育つて行つた。愛には充ちてゐるが、しかし家庭は非常に嚴格であつた。この愛に充ち、しかも嚴格な家庭で、武士の子として理想的の薰陶を修養を積んで行つた忠八郎少年は、稍々長ずるに從つて、名譽あるその父祖の面影を髣髴せしめながら、いたくその前途を嘱目されてゐた。素質がいゝ上に、教育が滿點とあつては、それもその筈であらう。果せるかな、學齡に達し、藩校日新館に入るに及んで、その成績は、嶄然として儕輩を拔いた。成績優秀の故を以て、藩主から御褒美をいただいたことも數回に及んでゐる。恐らく、藤澤氏の人物は、その幼年時代における家庭教育と、少年時代における日新館の教育とによつて、略その原型が出來上つてゐたものであらうと想像される。そしてその教育も亦、氏S場

合、決して唯の受身的のものではなかつたであらうと想像される。後年、氏の行動に示される氏一流の奮闘努力は當時に在つても、必ずやその教育を自らマスターせずには措かなかつたであらうと想像される。因みに日新館といふのは、會津藩の藩校とも稱すべきもので、享和三年十月の落成にかゝり、藩士子弟の文武の道場として知られてゐた。入學資格者は、身分に制限があつたが、ともかく、男子十歳に達すると、こゝに通學し、和漢の學を學び、併せて身心の修練を行つたものである。

伏見、鳥羽の戰ひ

その前途を嘱目されながら、平和に幸福に、家郷で勉學にいそしんでゐた忠八郎少年にも、しかしながらやがて一つの異變がやつて來た。慶應二年の五月、忠八郎少年は、齡僅に十六歳にして、父忠啓氏に從つて、京都へ上つたのである。それは京都禁門の警衞に當らんがためであつた。これより先き藩主容保公は、京都守護職の大任を拜して京都に在つた。父忠啓氏は、文久二年十月から、慶應元年九月まで、藩主の供番として、ひとしく京都の守護職邸に滯在してゐたが、この年、再度の召命に依つて上京したのに、忠八郎少年も同行したのである。これにつき忠啓氏の「手記」中に、左の一節がある。

慶應二年丙寅五月十日、京都不穩の由にて、急速出起すべき命あり、北陸道より登京、長男忠八郎年十七（註曰、忠八郎は嘉永三年十二月生なるを以て當時は滿十五年六ヶ月に過ぎず）附添登京、在京中御家老附三番組外樣士御雇拜命し、引續て大砲隊小森一貫齋組に轉ず。

當時の京都は、混亂と騒擾と、殺人沙汰とで、沸き立つてゐた。鎖國から開國への胎動は、不思議にもこの平和な古都でその爆發點に達してゐた。その中で、二百六十年の太平を守つて來た德川將軍家が、正に崩壞へと顚落に急いでゐたのである。新撰組の白刃位では、この大勢ほどうしようもなかつた。この間に處して、將軍家の爲めに圖り、一面、京都守護職の大任を全うせんとする藩主容保公の苦心は實に尋常一樣のものではなかつた。やがて翌慶應三年十月九日、王政復古の大號令が發せられ、會桑二藩は、突如として禁門の守衞を命ぜられた。その結果かかの鳥羽伏見の戰ひとなつて現れたのであつたが、この戰ひは、日本の實體制の後退に、一つの追打を與へたに過ぎなかつた。この戰ひには、藤澤父子も參加したが、父忠啓氏が、主として藩公の側近に侍して、諸般の交涉に任じてゐたのに對し、忠八郎少年は、白井支隊長麾下の大砲隊に屬して、各所に轉戰し、支隊長戰死後は、後任山川大藏（後の浩）の下に在つて、前將軍大阪退陣後、それ〴〵の適宜の處置を講じた後、最殿軍として同地を引き上げ、江戸に歸還したのであつた。丹念な藤澤氏は、當時の事情を、その手記「京都從軍記」に書き殘してゐるが、私共が今これを讀んで感ずることは、手記の何處を探しても、氏自身の功名話が見當らないことである。それは、「藤澤正啓氏詳傳」の筆者である私をして、殆んど失望させてしまつた程である。丸で、軍隊の報告を見るがやうである。私は、しかしかうした點にも尙ほ藤澤氏の面目を見る。さもあらばあれ、弱冠十六、七歳の身でしかも俊秀で、人一倍負けじ魂の忠八郎少年の眼に、當時大きく、力強く廻轉しつゝあつた時代の齒車の跡が、何と映じてゐたゞらうかの九日新館ニ宿ス紀州街道ヲ幕府我ガ藩ヲ始メ桑名其他ノ大兵

刑政第55巻第10号
矯正図書館

落チ行クヲ見テ如斯大兵ヲ擁シテ二三回會戰ニ大敗シテ退散スルハ時運トハ言ヒナガラ遺憾モ極リナク涙ヲ流シテ歎息セザルモノナシ」と書き殘してゐる氏の當時の感憤を、私共は今日より想像して、氏の心胸に觸れて見る。しかしながら、藤澤氏よ、何故に幕軍は「大兵ヲ擁シナガラ」つひに大敗を餘儀なくされてしまつたのか。それは、おんみ一個の感憤を超えて、時代の一つの大きな課題でもあるのだ。藤澤氏はかつて私に語つたことがある。當時竹中丹後守の率ゐた幕軍は、その西下の途に互に語り會ふことゝいへば、京都へ着いたら、ヤレどこの料亭で一杯やらうの、ヤレ京都土産には何を買つて歸らうの、といつた種類のものばかりだつた。幕軍が大敗したのも無理はない」と。會津武士の子弟のこの憤慨は、次で「白虎隊」や「會津落城」の悲劇を、歴史の頁に力強く刻みつけることになる。

藤澤氏の屬した大砲隊が、關西から江戸へ引き揚げて來たのは、慶應四年一月二十五日のことであるから、それは氏が數へ年十八歳の時であつた。

戰場から戰場へ

山川砲兵隊は、江戸滯在中、佛人から、佛式砲兵の訓練などを受けてゐたが、慶應四年三月十二日、鄉里若松へ歸還した。忠八郎少年も、勿論その一人であつた。鄉里には、祖母と兩親とその弟たちとが、忠八郎少年の歸還を待ち受けてゐた。しかしながら忠八郎少年が歸還したのはその「家庭へ」ではなくして、他の一つの戰場へであつた。家庭へ歸還したのは、たつた一日だけだつた。中一日置いて、三月十四日には、氏は早くも、日光口防衛のため、同方面へ出張を命ぜられたのであつた。氏は當時のことを「三月十四日、俄ニ日光口警衛トシテ出張スベキノ命ニヨリ城内ニ召出サレ大書院御前ニ於テ拜謁ノ上勝男武士（註曰、鰹節）ヲ賜フ」と淡々と書き流してゐる。當時、日光方面には、幕軍の總帥大島圭介がゐて、よく善謀善戰してゐたが、事態急を告ぐるものがあつたので、會津藩では、逸材揃ひの山川砲兵隊をこれが應援に繰り出さしめたのである。忠八郎少年は、この山川砲兵隊に屬して、同方面へ出陣したのであつた。父の忠啓氏は例に依り藩の軍事方として軍國諸般の交渉、應接等に關與してゐたが、忠八郎少年——少年といふよりも、すでに立派な青年ではあつたが——唯爾來、終始山川砲兵隊に屬して、日光口から白河口、更に城下戰から遠く南會方面にまで轉戰又轉戰して、實に名戰地月日等ニハ遺漏誤記モ少ナカラザルベシ

慶應四年一月伏見開戰ヨリ九月二十三日ノ休戰ニ至ルノ間戰友トシテ砲烟彈雨ノ下馳驅セル人ハ前後二百餘名ニ及ビシガ當時偶萬死ニ一生ヲ得タル者モ四十餘年ノ間ニハ多クハ他界ノ人トナリ今ヤ生存スル者僅ニ五指ヲ屈スルニ過ギズ豈ニ多少ノ感慨ナカランヤ

大正三年三月

藤澤正啓

舊名　忠八郎

大正三年にして尚ほ且つ、氏のかつての戰友中、生存せるもの「僅ニ五指ヲ屈スルニ過キス」とすれば、恐らく昭和九年八十五歳の高齡を以て長逝された氏の如きは、その「最後の一指」として、長逝されたのであるまいかとさへ想像される。まことに感慨深いことではある。今日では、鳥羽伏見の戰ひも、會津の落城も、恩怨双つながら忘れて、その一切が、歴史のとばりの彼方にある。そのとばりの此方では、今新しい國民の總行進曲が始つてゐる。過去を現在へ結びつける長い橋であり「生ける歴史」であつた藤澤氏を失つてからでも、もうやがて十年になる。

東洋訓話

習慣初めを愼む

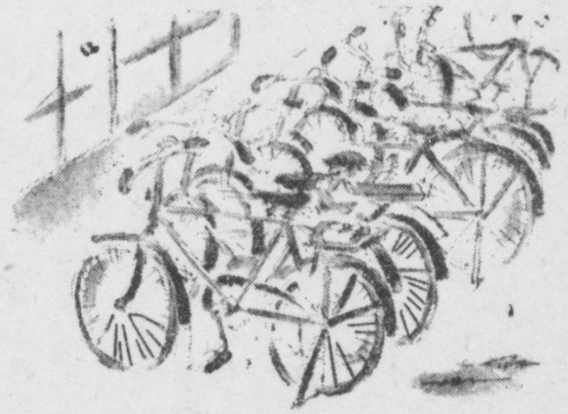
習慣は初めが大切である。この第一歩の向ふ所を愼み、小なりといへども大きく考へることは、人生の重大事である。習慣は第二の天性となるもの、天性となれば、牢乎として拔くべからず。之を初めに愼めば、何でもなく濟まされることも、いのちがけの事件まで釀すやうにならぬものでない。習慣が一の嗜好となりてはたらくやうになれば、所謂性癖で、やはり天性化したこととなり、根治は困難である。人生には習慣は非常な勢力を持つもの、諺にも『無くて七癖』とある位であるが、この習慣に依りて人間はいろ〳〵の段階を生ずるのである。貧富貴賤皆これを以て本とすといつてよいほどである。例へば讀書にせよ、運動にせよ、わるロにせよ、朝起きにせよ、夜びかりにせよ、うそつきにせよ、人のうはさにせよ、不平を鳴らすにせよ、不足をいふにせよ、酒、煙草にせよ、ひがみにせよ、あら拾ひにせよ、殘忍にせよ、ぬすみにせよ、夜遊びにせよ、買喰ひにせよ物爭ひにせよ、芝居、映畫、撞球、碁將基の娯樂に至るまで、一たび習慣となれば容易に矯正の出來るものでないが、習慣の最初に之を戒むれば、何でもなく正される。之に反して習慣の最後天性となるに至れば、之を正しうすることは殆ど不可能である。然るに習慣はすぐ天性に化し易く、一たび天性となれば、全く第一の天性即ち本然の天性のやうに矯正しようとして矯正し得るものでない。一體この天性と習慣との關係に就て古來種々の教訓がある。論語には『性相近し習相遠し』とあり、人の性は一樣には行かぬが、大抵似寄つたものなるも、習はせによりて大變な隔たりを生ずるから、習慣は大に愼まねばならぬ。それで論語開卷第一に『傳はり習はざる乎』とあり、聖賢のみ教をそのまゝ傳受、之を學習しないやうのことなきや否と、毎日吾が身にふり返りて省察せよと諭されてゐる。良習慣の大綱を示されたのである。良習慣を得れば、惡習慣は自然に退却する。惡習慣をするなするなといつて、消極的に教訓するよりも、善習慣をせよせよといつて積極的に教訓することは、效果的であるといふ人もある。順序としては、わるい事をするなといふ方は先に立つには相違あるまいが、一足飛びによい事をせよといふ方は、相手方の受ける心持をよくする。習慣は怖ろしいといふ例として、死刑囚の死刑せらるゝやうになつた最初の原因を懺悔せしめたとき、唯朝寢と答へたといふ話がある。朝寢でも人生は最重の刑に處せらるゝ初因となることさへある。それであればこそ孟母三遷の教訓もある。これは實踐道德からいへば閑文字にも聞ゆるが、進化學では『習慣は天性を造り、天性は習慣を造る』といつてゐる。進化說に於いては、經驗說を以て立脚して居るから、第一の天性などいふことは認めない。人性は皆習慣から出でたるもの、それが凝成して天性となり、更に遺傳して天性となる。この遺傳天性は、本然の天性とも見られるのであらう。しかしながら、東洋で天性といふのは、單に性とも、人の性ともいつて、それとは別箇の存在である。良心即ち良知、良能は、見方によりては性である。いちぞや西洋の倫理學界で、良心は發達するものなりやが問題となつたことがある。良心といへば、頭から善である。が、人間は皆善心の持主ではない。之をどう解釋してゐるかといふに、性は天の命で善であり直であるも、性の外に情といふものもあり、欲といふものもあり、氣といふものもあり、才といふものもあり、それらの心にさまたげられて、天性の美さ、天性の光りを蔽はれ、惡道迷路に向ふといへども、本人の人性は依然として變らない。良心としていへば、善を善とし、惡を惡とし、物のあはれを感じ、人の苦みをおもひやる心が、形式として存在する。たゞその實質は、時代と場所とによりて必しも一樣でない。この實質的方面は、絶えず變化、おのづから發達して行く。性、氣、才等、東洋の心理的考察に就ては、いづれ別に題目を求めて論究しよう。

佐伯復堂

刑政第55巻第10号
矯正図書館

刑務所の異風景

其の一

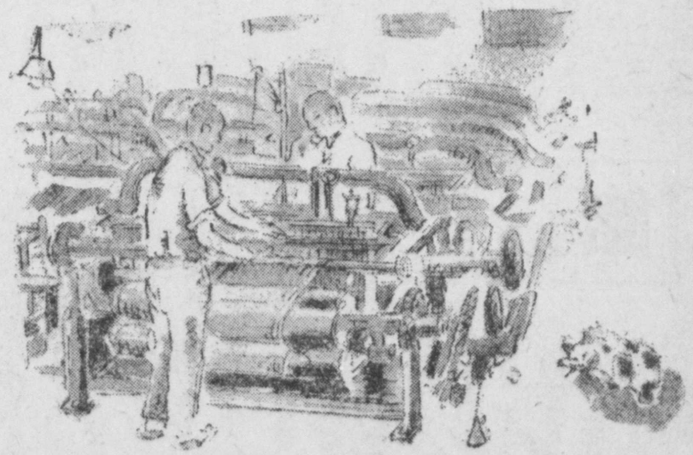


文句通り朝等を監房に送り込み月を負ひて家路には星を戴き、受刑者達の起床前早くも出勤、彼等を起して朝食をとらせ、工場に送り込む。夕には彼く事の出来ない一つである。

自轉車はこれらの人達にとつては缺

無數に列んでゐる置場の自轉車が此の人達の生活と劇務の様相を詳く物語つて呉れる。

其の二



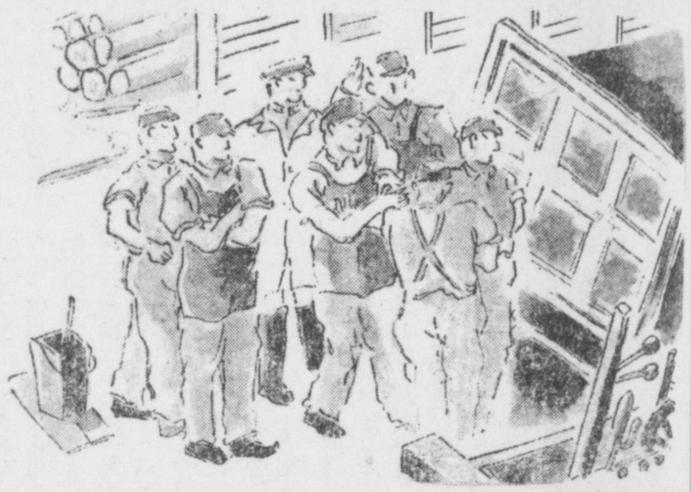
男一匹と機織作業……もつと適切な作業が……考へながら歩を運ぶ……と此の工場を壓する騒音の中になんと一匹の猫が「秋の晝の夢」をむさぼつてゐる。

鼠害を防止するために飼はれた筈の猫、工場から鼠が姿を消しても依然踏止まり工場に一匹や二匹の猫は飼はれつゝある。

猫は無聊と倦怠の生活を救つて呉れる合法的な愛翫用として格好なものでもある。

さゝやかな食物の一部を割いての可愛がり方は想像以上のものがあり、刑務所の中で生れ、死んで行く……無期懲役の猫、と長期受刑者に、何かしら、ものゝあわれが感ぜられる。

其の三

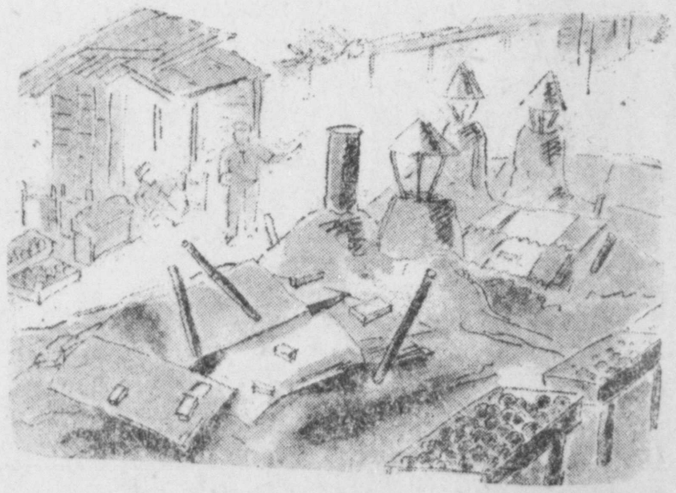


收容中の彼等が求めつゝあるのは、佛の道や、固苦しい精神講話めいたものでもない。それは現實戰爭がどうなつてゐるか……といふ事である。

製材工場の午後の休憩時間のひとゝき……數人の受刑者達が今廻附された「ニュース寫眞」を圍んで、戰爭の現實をにらんでゐる。若い擔當さんが熱心に說明をされる……まことに好ましい教誨師の居ない教誨でもある。ともあれ、何時如何なる時でも上から來るものに、何かしら反撥に似たものを持つ彼等も、この現實の前には無言であり眞劍である。

戰爭が日本人の血と凡ての意味に於ける彼等の行手を判然と教へて呉れるだらうし、またさうあり度いと心から願つてやまない。

其の四



正直に云ふと刑務所位材料の使ひ方利用と云ふことに無關心なところも珍しい。

實際のところ、これには種々の原因が算へられるであらう。

しかしながら出來るだけ無駄のないやうに、出來るだけ利用の出來るものは利用すべき秋である。

有り合せのブリキ板、パイプ、煉瓦、古材をもつて形だけの粗末な工場が造られ、鋸屑を利用しての「タドン燒」作業が開始されてゐる。

すべての物の利用こそは受刑者に課へる大なるものがあるといふことゝ將來此の方面の高度の研究が發展することを望んでやまない。

刑政第55巻第10号
矯正図書館



作業賦課に就ての一考察(三)

—受刑者資質考査に關して—

工東寅信

刑務所に於ては、科學的に立脚して受刑者の處遇を行ひ、彼等の個人差に基く個別的適性考査制を開始して、之に依り夫々の有つ性能を識り、各業種の要求する内容程度と照合し、合目的の適性配置を爲し、人的資源を現在及び將來に亙りて、活用せんとする方策は假令個人の有つ性能に、最適の職業方向に向はしめることが出來難い場合があるとしても、少くも同一職業分類への指定は可能であり、全く不適當なる業種への配置は、之を回避することが出來るもので、これに依つて彼等の發現する能量は、徒に浪費さるゝ懸念もなく、又酷使(主として精神的に)さるゝ無理もなく(註五)又職業を基礎とする職種に對する適性檢査に於ける選拔法の如く、不適者を排除する所謂不適性檢査にあらざるを以て、刑務所内には實質上の失業も起り得ず、必然的に何等かの方途によつて、合目的なる職業指導が行はるべきは當然のことである。換言すれば、職業指導上彼等個々の要因となるべき、必須性能、主要性能乃至は性格偏倚等の實在的程度の全體的綜合的探究を得る必要上、身體的、精神的方面に於て、職業分析 Job-analysis を行ひ之を外部一般の勞務員の水準度と對査して如何なる關係にあるか、同等の水準に合致し得るか又は差異のあるものとすれば、其程度に付きての相關々係を得る爲彼等の資質程度の調査を全國的に施行されんことを建策するものであつて、受刑者の有する總水準を求め其實在的程度、殊に智能段階を識ることに依つて、作業賦課上に於ける一基準を査定し得べく(註六)例へ同一條件中の職種と雖も現在國家の要請する職業作業方面を考慮して、配置を行ふことを得ると同時に、刑務所に存置すべき處の代表的業種の範圍に付ても、自ら究明し得べく受刑者の有する性能段階にては、ピオルコウスキ Piorkowski によつて發表されたる、職業分類中、非熟練職業のみに限定さるべきものか、或は其到達し得る可能性より見れば、現行の施行業種以上の高き精度をも實施容易なるか、現在の作業は徒に高きを求むる憧のみに依つて、到達成果可能ならざる業種の並列に依り、實質的効果の期待よりも單なる外觀的優秀性を誇る非科學的措置なりと一部に存する聲を、實際的に證左して、この非難を排除することも出來るもので、云ひ換えれば刑務作業には、昔ながらの手工業を相當とするか、輕工業より進んでは重工業に移行し得るか、實證を求めんとするものである。

註一、刑務所に於ける行刑當局の指示である、軍需品製作の勸奬、民需生産の抑制方針は、極めて當を得たる處置であるが、各所の實行内容を見るに尙舊殼を離脫せざる憾があり、自由主義經濟時代の殘滓の臭味が全く洗滌されてゐない。

註二、今日の時局下各般の産業界に於ては、資本主義經濟、自由主義經濟時代と異り、現在課せられる生産を目標とする以外に、人を造り、人を育て、技術乃至創造性の錬磨昂揚を企圖する爲道德的義務を遂行すべく之が專務機關を設置され、其効果發揮に勞めつゝある時、現在の刑務所に於ける作業課の如く、物の生産を專らの目標として設定されたる機構とは分離して、社會一般の組織と同樣に、受刑者の職業指導方面の擔當機關(教務課の編成を考慮して)の設置を要望するものである。

註三、(イ)彼等が刑務所に收容さるゝ間、指導訓練を受けた職業が、罷

放後の生活に如何に根據を有したか、一側面的觀察するに再入受刑者一四、八八九名中、犯罪時に於ては其六割弱の八、八二四名は無職浮浪乃至は日稼等の現狀である(昭和十五年行刑統計)

(ロ)石井俊瑞氏は受刑者は、職業への定着性の缺除せる本質的惰性を具有して居ると述べてゐる(月刊刑政第五十五卷第三號及び第四號刑務作業に於ける問題)

(ハ)ノリン Krollin ジョンソン G. F. Johnson 兩氏の發表によれば精神低格者の職業的生涯は、非熟練勞働に就くが能率低劣なる爲、昇進の途を閉され、收入少く作業に對する興味を失ひ、屢々失業轉職し失望落胆し精神的彈力を失ひ路頭に迷ひ遂に犯罪者となると述べてゐる。

註四、桐原博士はこれに付き次の如く發表して居る。

個人の作業能力は、國家の勤勞全體、卽ち包括的なる勤勞社會の部分として意味があるのである。隨つて職業の國家に對する意義の自覺、使命の認識と世界觀とに依つて、主觀的なる職業像は大に變化するのである。このことは或る人に苦役と感ぜらるゝ仕事も、他の人には高い意義と内容とを持つところの悦びの仕事であるのである。

このことは職業教育に於て留意すべきことであることは勿論であるが、日々の職業の遂行に於て、十分に顧慮せられなければならない。

それは國民の關心を國家社會の課題によつて調整することを意味する。

結局、職業像を忠實に與へることは、それが如何に吾々に生命を與へるものであるかを明瞭にすることである。

蓋し職業とは、個人がそれによつて國家の意志を體現する方法なのである。

今や我が國家はその歷史的成長のために國民に如何に行動すべきかを明示して、これに必要な國民の資質と能力との外に、その性格の形成せられることを要請してゐるのである。職業は實にこの國家の大意志が、下から盛り上るところの個人の意志を育て導き造りあげる結合點なのである。個人は職業によつて初めて國民として完成し得るのである。

今我が國はあらゆる部門に於て新らしい職業人を要求してゐる。卽ち國家の意志によつて育てられ導かれ、形成せられ、組織せられた、力强い意志を持つて、國家が意圖するところの確固たる現實を努力達成せんとする人間で、しかも科學的精密への叡智と民族團體的要請への適應とを持つた職業人を要求してゐるのである。職業をこの全體的關聯に於て意義づけることが先づ必要である。而してそれによつて職業内に於て國家の要請する國民性格を育てあげることが職務の重要任務である。それ故に職業各部門の指導者達は、心理學者であると同時に教育家でなければならない。(勞働科學第十八卷第九號勞務配置と性格錬成)

註五、近藤貞次、塚田毅兩氏の無期受刑者の適性分類と刑務作業の諸問題(刑政第五十卷第六號三四頁)

註六、桐原葆見博士の産業心理學三五八頁—三五九頁)

四、結び

恒久的に受刑者入所時に於ける個性調査の實施に付ては、其日の一日も早き事を希ふことゝし、前記提唱の一般的資質考査 Disposition test は、智能檢査 Intelligence test を主とする目的上、現在厚生省に於て推奬されたる集團的檢査法として、(一)鈴木信氏の智能檢査(第一)、(二)桐原葆見氏の一般智能的檢査、(三)淡路圓治郎氏の成人智能檢査、(四)田中寬一氏のB式智能檢査(五)岡部彌太郎氏のA式智能檢査があり何れも其施行法が、比較的簡單で技術的にも難事ではなく、是等の方法に依ることが、檢査結果の比較上捷徑で且、妥當とされるが、若干の檢査具を使用する關係上、全國的施行不可能なるを以て紙上檢査により之を年齡別、地區別に分類して、其得たる結果を頻數曲線にて現はさんとするものであるが、この具體的内容に關しては、作業研究所よりの發表を俟つことゝし、檢査成績に付ては、量的内容が主となり、質的には聊か不充分なる憾みはあるとするも、不敢取一應の調査資料として、爾後各般に亙る評檢を以て更に質的方面の充實を期し、從來の常識的措置より脫却し、漸次科學的基礎を有つ處の施策に移行し、受刑者の有する資質を識り之を暢達し、發揮し之が合理的處遇へと發展すべきである。(了)

刑政第55巻第10号
矯正図書館

心神耗弱少年行刑に就て（二）

木野信三

四、八王子少年刑務所處遇の特殊性

一、收　容（前號）

二、拘　禁

1、拘　禁

收容者の特性上夜間獨居を原則とするも協同心喚起並集團生活の訓練の必要あるものに就ては病的個性の長短、融和等に細心の考慮を拂ひ配合雜居せしむ。乍然多人數雜居せしむる時は喧嘩、反抗、猥褻行爲等の關係を生ぜしむるを以て其割合は疊二疊に付一人を原則とし、何れも保健技師の意見を聞き之を決定す。

2、處　遇

處遇の分類は病名に依らず心神耗弱程度即症狀の輕重に依り之れを輕度、中等度、强度、最强度の四大分類す。從つて工場、舍房を分離し教育、運動、入浴亦各別に施行す。

イ、輕度處遇

輕度處遇者は責任能力七〇—五〇パーセント、智能年齡十歲前後の者にして作業は比較的知能を要すも極簡單なる印刷、洋裁縫工に就業せしむ。

ロ、中等度處遇

中等度處遇者は責任能力五〇—三〇パーセント、智能年齡八歲九月前後の者にして作業は比較的器具、機械を使用せざる羽織紐組工に就業せしむ。

ハ、强度處遇

强度處遇者は責任能力三〇—二〇パーセント、智能年齡亦七歲以下の者にして作業は何時興奮暴擧に出るも危險なき紙風船貼工に就業せしむ。

ニ、最强度處遇

最强度處遇者は責任能力二〇パーセント以下、智能年齡三、四歲の者及他の處遇中周期的或は一時的に病症惡化し興奮又悲觀狀態を呈し、自他共に危險を感ずるものにして之等は鎭靜房又病舍に收容し作業を課せず。

3、戒　護

戒護看守は看守服務規程により勤務するの外、全員保健助手としての勤務に服し收容者各個の心神缺陷を熟知し其處遇程度に依りては精神病院の看護人、幼稚園の婦母、國民學校の先生、家庭に於ける慈父母の代行者としての勤務をも合せ行はねばならぬ。戒護看守の各個性理解の程度と戒護視察の如何は直に逃走、自殺、傷害、暴行等の一大不祥事を生ぜしむるものにして、之が爲當所に於ては各收容者の前記診査終了と同時に醫務課作成に係る個性記錄票を戒護課に備付け、病名、症狀、特長、所屬分類等を豫め全職員に了解せしめ其行動に就ては如何なる些少事も洩れなく記錄票に記載報告せしめ且幹部巡覽に附し處遇の適格と刑務事故防止に努む。

總員	入	輕度	中等度	强度	最强度	未考査
一七名	三九名	五一名	五九名	五名	三名	

△現收容者の耗弱程度

4、懲罰と戒具

懲罰及戒具の使用は個性、病症に依りては病態を益々惡化興奮せしむる虞あるを以て保健技師の同意を要す。

三、作　業

作業は一般刑務所の作業と其目的を異にし作業に依る精神治療の部門を擔任し居るものなれば作業能率、作業收益等は全々度外視せられ、要は彼等に殘存せる能力、特性、才能を一〇〇パーセントに發現せしめ、以て缺陷を補はんとするを目的とす。從つて當所は作業を課するに當り作業種類、科程、時間等は保健技師の意見に基き決定するものとす。

1、作業の種類

收容者の大部分は短時間の作業に倦怠するを常とするを以て完成に數時間を要するものは不適當にして出來得る限り目前に完成するものを選ぶと同時に各人の個性、能力、症狀及使用器具の危險性の有無を斟酌し紙細工、組紐、印刷、洋裁を選定す。尙釋放前の體力增强と食料增窪並食料、燃料の自給自足を目的として症狀良好、殘刑六ヶ月未滿の者の中より體格並將來の職業を考慮し耕耘、炭燒工に就業せしめ、特に耕耘は昨秋來刑務協會より耕地一町餘を借地し着々初期の目的完遂に努む。

2、作業科程

作業科程は各人各個の個性に適應すべく企てられたるも實際の作業狀態を觀察せば收容者一般は作業に對する思念甚だ乏しく且作業に持續力なく時々手を空するを常とす。從つて其作業能力は甚だ區々にして到底、各個科程を定めて望むことを得ざるものあり。又一面彼等は物慾に比較的銳敏なるものにして科程上等差を設けて臨まんか必然處遇上の不平となるに至る。如上の所見に基き各個科程は尙愼重に調査研究の後定むべきものとなし、等一科程を以て臨むことゝせり。併して作業指導は之を强制せず誘導に努め、誘導の手段方法は即各個科程を課せると等しき意味の下に行はれ此の方法に依り勤勞の精神、勤勞習慣の賦與に努力す。

3、作業時間

作業時間は收容者の責任能力の程度と季節關係とにより一般刑務所より遙に短縮す。

4、經理作業

炊事夫、看病夫、理髮夫、舍房掃除夫、補綴洗濯夫、營繕夫等何れも責任ある場所に對しては當局の認可を得十五名に限り成年受刑者を常置し其任に當らしむ。

四、衞　生

1、糧　食

世話に「馬鹿の大飯」と呼ばれる如く當所の收容者は一般に食慾が旺盛にして若し彼等の慾求するが儘に攝食せしむるならば抑制力なく其幾パーセントかは嘔吐に至る迄攝食するならん。故に標準食量を一食二合と定め體格、症狀、作業等に依りては保健技師の意見により增減す。雜居拘禁者及工場出役者に對しては家庭生活或は集團生活に馴養せしむる目的の下に二合平均を給與し各自公平に分配なさしむ。尙昨春一般に米の通帳制實施せらるるに當り腹の釋放準備として殘刑六ヶ月未滿の者にして本人の願出と保健技師の意見とに基き漸次食等を低減し實社會に適應する樣訓練す。副食物は心身の發育と密接なる關係を有し、特に當局に於かれても心神耗弱者には充分なる榮養の必要を認められ副食物平均額は他刑務所に比し約二割方高し。此趣旨を體し當所用度職員一同は物資統制下榮養物の選定確保に東奔西走、收容者の榮養の向上に努む。

2、衣類、寢具

衣類、寢具は一般少年刑務所と同一品なるも當所は特に之等乾洗補綴を充分になし清潔なる物を貸與するは之亦彼等の精神治療の一面とも謂ふべし。最强度の處遇者は日夜衣類寢具の汚損に努力し?、果ては麻の如く寸斷し日に數回交換するも夜間に於ては交換困難にして冬期保溫上遺憾の點多く帆布の如き强靱なる寢具の制定の必要を認む。

3、入　浴

當所の收容者の入浴は一般衞生的見地よりの入浴と治療を目的とする入浴を兼ね從つて其入浴度數は每日一回行ふを原則とす。收容者の大部分は淸潔心乏しく身體被服を汚損する事甚敷く入浴に依つて皮膚の感覺を銳敏にし、不潔に對する不快の念を誘發する、他面には適當なる疲勞を與へ睡眠を充分とらしむ、又晝夜兎奮狀態を持續し大聲を發し不潔行爲又暴行等を爲す者に對しては持續浴即ち日に數回或は數時間微溫湯に入浴せしめ其疲勞に依り鎭靜せしめ就寢中は熟睡せるや否に注意を拂ひ尙熟睡せざる時は保健技師に報告す。

4、運　動

運動及體操は作業と同樣强制せず。一日平均二時間運動場に誘導し、キヤツチボール、バスケツトボール、フツトボール、鐵棒、綱引、相撲、水泳、遊戲、軍歌行進、ラジオ體操等、處遇程度及天候、氣候を斟酌し時々運動種目を變更、興味を喚起しつゝ團體運動に參加せしむる樣努力し居るも尙嫌忌するものあり。之等は日光浴、自由運動、見學をなさしむ。彼等の運動を個別的に觀察するに其種目に好嫌多く且日々變化し、昨日は相撲に熱中して居るかと思へば今日は急に嫌ひ、甚敷は土俵上に立上り勝負を決せずして立分るゝ等、依之觀之に心神耗弱者は能く個性を知り個性に逆はず處遇せざれば却て反對の結果を招來するものなる事を確信せり。

5、精神慰安

收容者の精神慰安を目的として娛

刑政第55巻第10号
矯正図書館

樂兼圖書室を設備し雨天其他屋外運動不能の際、各處遇分類別毎に入室せしむ。室内は百數十冊の新刊書籍、繪畫、花卉並各種娯樂器具(ピンポン、蓄音器、挾み將棋、五目列等々)を常置し、任意に談話を許し身體的精神的に自由なる氣分を味はしめ以て慰安的効果の實を擧げん事に注意す。

五、教誨教育

1、教　誨

教誨は精神治療の部門を擔任し居り總集教誨は各々病的個性の甚著しく了解の程度を異にし其効果薄く、寧ろ個人教誨に重點を置き、個性別に情意の自然なる發露を促し之に指導を與へ道德觀念の涵養に努むるも其施行に當つては誠に教誨師の勞苦の程忍ぶものあり。

2、教　育

當所收容者は少年行刑教育令並少年行刑練成規定より除外せられ、教育に依る治療目標とし叡知、性格、心神缺損狀態を鮮明にし其缺點を矯正補強し殘存能力を助長せしむるを主眼とし學級は出來得る限り少人數を以て編成、智的教育は幼稚園級より國民學校初等科卒業迄の範圍に止め情意の陶冶に最大努力をなす。

3、教　練

從來、當所收容者は教練の必要なきやに考へられたるも、時局の波はこの偸安の眠りを破り、釋放者中支那事變並に大東亞戰に應召赫々たる武勳をたつる者多數あり、尚昨年三月釋放者に就て兵役關係の調査の結果第二國民兵役以上に合格し居る者實に四八パーセントの高率を示し之等少年にも教練の必要を痛感し昨年四月以來處遇分類別に四ヶ小隊を編成し各個、執銃、分隊等各種教練を開始し軍人精神を會得せしめたるは耗弱少年行刑に一段と光明を齎した。

六、釋　放

收容者の特質上彼等釋放後に於ける保護の如何は社會の安寧保持上、不可分の關係にあるを以て、常に保護關係を明にし、家庭とは密接なる連絡をとり病的缺陷を充分了解ぜしめ釋放時には可及的近親保護者の出頭を求め、重ねて病名、症狀、今後の取扱等に就き充分認識ぜしめ直接引渡す。保護者引取の意志あるも家事上其他の事由に依り當所迄出頭不能の場合は釋放前歸住地附近の刑務所に協議の後保護移送し、保護者をして移送先刑務所に出頭引取らしむ。然れども強度及最強度處遇中釋放する者等は移送先刑務所の迷惑一方ならざるものあり、之等の者は釋放後八王子保護會職員をして自宅迄同伴保護を依賴し來りたるも途中不詳事發生の虞ある等遺憾の點多かりしも本年三月の依命通牒に依り釋放後刑務官をして同伴保護の途を開かれしは誠に暗夜に明月を見るの感あり。尚又保護者なき者、保護者適當ならずと認むる者は在所中保護策を講じ置き歸住地保護團體又八王子保護會職員の出頭を求め絕對に單獨釋放をなさず、尚釋放者に對しては六ヶ月毎に保護調査をなし二ヶ年之を繼續し保護の萬全を期す。

以上は耗弱少年處遇の概略にして要するに良い處遇は良い習慣に馴れさせる事である。元來彼等の社會生活は遊びから成立し、不潔も反抗も暴行も一種の趣味娯樂だと言へよう。併し刑務所に於ては朝夕愉快にそれ等の樂しみに耽る事を許さない。反抗すれば叱られる、齒も磨かされ、手も洗はせられる、食物を喰ふ事も自由にさせて呉ない、從つて彼等の日常にも厭な浮世の仕事と日課がある、彼等はこれを「きまつた事」として受ける建前になつて居る、朝起きたら齒を磨く建前になつてゐるから齒を磨く、何故、何の必要で、何の爲に、そんな事は彼等の關心にない、知らうともしなければ教へても忘れてしまふ。唯そうする建前になつて居る。此の建前教育こそ心神耗弱者の最も良處遇である。尚當所の收容者こそ心神耗弱に關する醫學上の貴重なる資料たる事は明にして今後益々學會の權威者の研究に資しより良き指針を與へられん事を望む。

五、結　語

大東亞聖戰下共榮圈の確立の爲に、量的質的に人的資源の强化確保の必要を感ずる此の秋に當り之等少年の精神を鍛へ直すことこそ吾等に與へられた使命である。少年の薄笑ひに、瞞着や告口や無口に病の萠芽を發見しこれを芟除し、亂暴者や泣虫の性格の疵を認めて惡の芽を摘み、瓦を玉に仕上げるのではなく、瓦は瓦として其使命を完うさせるべく磨を掛け艶を增さしめ最上級の瓦に仕上る爲に彼等を善導、矯正、育成し一刻も早く少年の暗い運命よりの解放に努め、眞の日本臣民たるの自覺の下に御奉公に邁進する樣訓育する事は實に現下時局的要請であり、又斯の如く彼等を眞の國民として更生せしめる事が吾等刑務官の情誼であり務めである事を確信する者である。

(了)

少年刑務所教育主任 協議會の記

一

かねて少年受刑者に對する教育を重視する行刑當局は、今回、全國少年刑務所より、教育事務に直接たづさはる實務家を招集して、協議會を開催した。行刑教育當面の諸問題を俎上に、其の核心を衝いて議を練り、意義ある收穫を納めたのであつた。

日程は、九月十八日及十九日の兩日に亙り、協議室は司法大臣官邸第五會議室が之に充てられた。協議員として龜地小田原、三重川越、波多野姫路、神谷岡崎、俵岩國、染久留米、川村盛岡、陵木帶廣、田中八王子各少年刑務所教育主任が招集せられ、正木行刑局長をはじめ長部、小川、芥川各課長及び寺光貴族院事務官(兼務)、布施司法事務官臨席し、陸軍省から兵務局課員山本中佐、文部省から西崎青年教育課長、渡邊、小田兩文部省囑託竝に牛山公立四谷青年學校長の諸氏の參列があつた。尚、右參列員の外玉生少年考査官(川越)をはじめとし、各少年刑務所から一名宛教誨師、教師、作業技手、看守部長、看守等にして直接教育事務に從事しつつある職員の傍聽が特に許された。

教師の協議會は、一昨昭和十五年始めて本省に於て開催せられたが、當時の夫れは行刑局限りの試みに過ぎなかつた。其の後少年刑務所に夫々青年錬成所が設置せられ、青年學校同等施設として文部大臣の認定を受くるや、行刑教育は俄然新局面を展開するに至つたので、斯の種協議會の重要性に鑑み今回の協議會は既に今年春頃司法省議を以て開催方を決せられたる由に仄聞するのである。また、教育主任協議會としては、「刑務所事務分掌及刑務官會議ニ關スル規定」(行秘甲第二〇五號司法省訓令)改正に依り、教育主任制度制定以來、今回を以て嚆矢とするものであることを、特に、玆に記して置かなければならない。

日程第一日午前

二

協議員及部内參列員一同は、午前八時原宿の神域に集合、正木行刑局長率先の下に、先づ明治神宮に參拜大東亞戰爭の必勝を祈願し、次で九段に到り、靖國神社に於て護國の英靈に詣でたる後、協議室に入る。時に十時。布施事務官開會を宣し、劈頭、行刑局長より訓示を與へられた。其の要旨は

一、少年行刑教育の進歩は從來の初等程度の復習教育に蹈脊することを許さず、青年學校令に依る青年錬成所の設置を見るに至り、曩に文部大臣より認定せられ、名實共に我が國民義務教育の水準に達し、「少年刑務所即ち青年錬成所」として、玆に行刑は教育であるといふ理想が、少年行刑に於て實現せられたのである。

二、從來、少年行刑に於ける教育は、兎もすれば、他の戒護、作業等の部門に比し、第二義的に觀念せられ、或は處遇上附隨的なものとして取扱はれる傾向に在つたが、斯くの如き考へを改め、今日に於ては、寧ろ、謂はば、學校制に監獄制を導くことが必要となつたのであり、眞の青年學校的施設たらしむる樣其の覺悟を以て努力せねばならぬこと。

三、教師諸君は勿論、少年刑務所の職員たる者は、須く舊い慣習を脫却して教育に當るべきである。刑務所は「笑ひ」を忘れてはならない、時に「笑ひ」を通じて明朗活達な雰圍氣の裡に卒先垂範の實を示し、實踐教育に依つて訓誨するの心構を有たねばならぬこと。

四、所謂人的資源の缺乏してゐる現在、生産力擴充に貢獻せしむる爲、之に青少年を從事せしむる必要は焦眉の要請である。青年錬成所の意義を把握し、職責を自覺して青少年の所謂「再製」に努力すべきこと。

次で、文部省西崎青年教育課長登壇、青年教育と青年錬成所との關係について懇篤なる挨拶を寄せられ、尚、教育は人に在り、人に教ゆるは先づ自らを教ゆることに源を發する所以を餘蘊なく說かれたのであつた。

長部第三課長は主任書記官として次の諸項目について、詳細なる指示を與へられた。

一、青年錬成所開設以來滿一ヶ年間の回顧と將來の展望

二、少年受刑者の累犯防遏と教授及訓練との關係

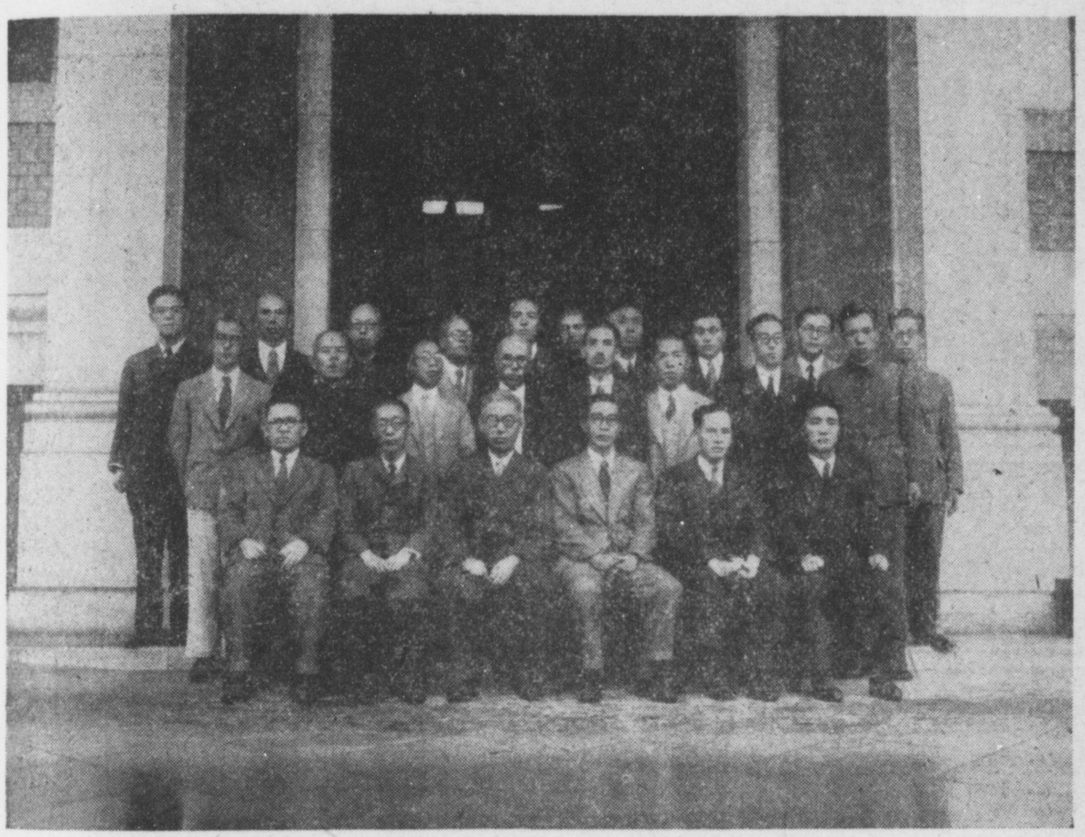
三、少年行刑教育の基調

イ、鍛錬教育と明朗性

ロ、機會主義、模倣主義及形式主義の打破

ハ、率先垂範と師弟同行の精神

刑政第55巻第10号
矯正図書館



ニ、分派主義の清算（戒護、作業教務、其の他各部門の一體化）
ホ、研究と自己反省
（特に個性の把握、青年學校教授及訓練科目要旨竝に要目の研究、教案の工夫、自己研鑽等について）
四、事務上の注意
イ、教育關係簿冊の整理保存
ロ、科に關する事項
ハ、教科書に關する事項
ニ、就學者と職業科の選擇方法
ホ、教育職員會の重要性と其の施行情況

以上の如く指示事項は頗る詳細を極めたものであり、玆には到底其の具體的内容については紹介する遑がないので項目のみに止める。斯くて、一旦小憩の後、陸軍省に在つて我が國學校教練の部門を擔任指導せられる**山本中佐の講演**に移る。同中佐は先づ時局と教育者の任務の重大性を明らかにした後、教育者の信條について、教育勅語、軍人に賜はりたる勅諭、青少年學徒に賜はりたる勅諭を中心に講を進め、一段と莊重なる態度を以て、少年受刑者の再犯問題に言及し、再犯の防遏は其の身受刑者たるの地位にありながら特別に教育を授けられる國恩に感奮興起せしめ、而して、國體の本義に透徹したる不動の信念を確立せしむることに依つて達成すべきを強調せられ、次で、專門的立場から學校特に青年學校教練の目的と其の具體的方法について青年錬成所生徒の實際成績を比較論評しつつ解說し、最後に、刑餘者の偏見を是正すると共に、如何なる社會の白眼視に對しても微動だもせぬ嚴然たる精神を培はしむる如く、教練科の教授及訓練を徹底強化すべきを要望して講演を結ばれた。

斯くて、一同異常なる感激裡に、正午司法次官招待席に臨んだのであつた。

日程第一日午後

午後の日程は一時から**牛山四谷青年學校長の講演**に依つて再開。同校長は青年學校の前身たる青年訓練所及實業補習學校時代即ち我が國青年教育制度が今日の體系を見るに至らざる時代夙に身を青年教育に捧げられ、爾來十數年具さに斯界の研究と體驗を積まれた人であるが、また、氏が山岡鐵舟の隱れたる研究家として令名あること

とは知る人ぞ知る。

氏は生徒を凡ゆる角度から縱橫に分析綜合して、其の個性を掌を見るが如く完全に把握され、學校經營に對する限りなき情熱と自信とを有せられることは特に我々の注目を引くところである。氏の講演の内容は多岐に亙るので之を割愛せねばならぬが、聞くところによれば右講演は單行本として近く上梓を豫定せらるるものであり、それは多年の精進から齎らされた權威ある研究であることを附言して置かう。

次で、各教育主任から**學事報告**が行はれた。報德外七青年錬成所一ヶ年間の決算であり、何れも創業時代の苦心と努力とが順風滿帆次第に酬ひられつつあるを報告すると共に。當面の問題と今後の對策を示して抱負を披瀝したのであつた。殊に學事報告を通じて知り得ることは、青年錬成所が一般社會教育の軌道に乘つて堅實な歩みを見せてゐることと、次第に少年行刑の教育的雰圍氣が職員と收容者との間に明朗性を以て活潑に滲透しつつあることであつて、愉快に堪へぬものがある。其の報告時間は一人各十分間が豫定せられたのであつたが、之を超過する盛況を示し、最後に渡邊文部省囑託から青年教育の神髓を教育行政擔當者の立場に於て明快なる解說があり、尙青年學校參觀に當つての着眼點について懇切なる指導が與へられ、第一日の日程を全部終了した。夜は協議員及參列員一同に對し山水樓に於て刑務協會長招待宴があつた。

日程第二日午前

三

午前正八時開會。最初に**本省提出協議事項**「青年錬成所ノ教授及訓練實施ノ經驗ニ鑑ミ考慮スベキ點如何」を上提、之に對し小田原より順次意見を開陳し、後刻全教育主任連名の下に書面を以て答申せられたが、其の内容は本文の外に九項目を擧げ、何れも諮問の重點を捉へて適切なるものであるが、就中、注目を要するものに、(イ)心神耗弱者に對する人格考査、(ロ)教育課の獨立、(ハ)職業科中農工及水産を重視すべきこと、(ニ)教育職員の充實、(ホ)少年行刑錬成規程に卽したる教師職務規程の改正等々がある。

次に、**各所提出協議事項**を順次上提、長部第三課長の鮮かなる議事進行のうちに、終始眞摯熱烈なる討議が行はれ、全二十一項目について餘すところなく協議を遂げたのであつた。席上小田文部省囑託の質疑解說は、本協議會に一段の光彩を添えたことであつた。いま、其の議題を分類せられた所に依つて見るに、第一「研究教授ニ關スル事項」二件、第二「教授及訓練ノ進度ニ關スル事項」六件、第三「教授及訓練ノ施設ニ關スル事項」一二件、第四「課程ノ修了及卒業ニ關スル事項」三件、第五「制度及規定等ニ關スル事項」四件。第六「教育事務職員ニ關スル事項」三件である、其の具體的成果については之れを他日に讓りたい。

日程第二日午後

一同、四谷青年學校へ**見學**の爲集合。同校見學のことは、文部省と東京府との格別の配慮に依つて決せられたのであつたが、流石に都下屈指の模範青年學校として、其の名に恥ぢぬものがあり、施設に於て、經營方針に於て、また、教授及訓練の實施情況に於て、一同を啓蒙する所多大なるものがあつたが、降雨の爲、全校訓練（會體、行事及體操）は殆と妨げられ、屋外教練及特殊訓練中水泳練習等も亦之を中止せねばならなかつたことは、返へす返へすも殘念なことであつた。授業參觀中、特に注目をひいたものは、劍道及銃劍道の基本練習、唱歌に於ける音感教育、修身及公民科として祕の形式を採り入れた行的錬成、職業科工業に於ける航空教育（此の爲、航空研究所技師が招聘されてゐる）等々であつた。

當日は、特に牛山校長及東京府學務部社會教育課當局の計らひに依つて、同校錬成教室（疊敷教室）に於て**座談會**を開催、生徒の個性觀察法、青年錬成所と青年學教との連絡、其の他、教授及訓練の實施方法等について、甚だ有益なる意見の交換を行ひ、感激の裡に會を閉ぢたのであつた。

叙上を以て、今回の協議會の全日程を終了したのであるが、其の成果は必ずや、少年行刑教育に寄與するところ多大なるべきを確信すると共に、斯の種協議會が今回を嚆矢として、爾後、毎年開催せらるることを當局に祈つて、拙き筆を擱く。

刑政第55巻第10号
矯正図書館

逍遙遊

北冥有レ魚、其名爲レ鯤。鯤之大、不レ知二其幾千里一也。化而爲レ鳥。其名爲レ鵬。鵬之背、不レ知二其幾千里一也。怒而飛、其翼若二垂レ天之雲一。是鳥也、海運則將レ徙二於南冥一。南冥者、天池也。

齊諧者、志レ怪者也。諧之言曰、鵬之徙二於南一也、水擊三千里。摶二扶搖一而上者九萬里。去以二六月息一者也。

野馬也、塵埃也、生物之以レ息相吹也。

天之蒼々、其正色邪。其遠而無レ所二至極一邪。其視レ下也、亦若レ是則已矣。

且夫水之積也、不レ厚、則二負舟一也無レ力。覆二杯水於坳堂之上一、則芥爲二之舟一、置レ杯焉則膠。水淺而舟大也。

風之積也不レ厚、則其負二大翼一也無レ力。故九萬里、則風斯在レ下矣。而後乃今培レ風、背負二青天一而莫二之夭閼者一、而後乃今將レ圖レ南。

蜩與二學鳩一笑レ之曰、我決起而飛槍二榆枋一。時則不レ至、而控二於地一而已矣。奚以二九萬里而南爲一。

適二莽蒼一者、三餐而反、腹猶果然。適二百里一者、宿舂レ糧。適二千里一者、三月聚レ糧。之二蟲又何知。小知不レ及二大知一、小年不レ及二大年一。

奚以知二其然一也、朝菌不レ知二晦朔一。蟪蛄不レ知二春秋一。此小年也。楚之南有二冥靈一者一、以二五百歲一爲レ春、五百歲爲レ秋。

上古有二大椿一者一、以二八千歲一爲レ春、八千歲爲レ秋。而彭祖乃今以レ久特聞。衆人匹レ之。不二亦悲一乎。

湯之問レ棘也、是已。

窮髮之北、有二冥海一者一。天池也。有レ魚焉。其廣數千里。未レ有下知二其脩一者上。其名爲レ鯤。有レ鳥焉。其名爲レ鵬。背若二泰山一、翼若二垂天之雲一。

摶二扶搖一羊角而上者九萬里。絕二雲氣一、負二青天一、然後圖レ南、且適二南冥一也。

斥鴳笑レ之曰、彼且二奚適一也。我騰躍而上、不レ過二數仞一。而下翔二蓬蒿之間一。此亦飛之至也。而彼且二奚適一也。

此小大之辨也。

故夫知效二一官一、行比二一鄉一、德合二一君一、而徵二一國一者、其自視也、亦若レ是矣。

莊子物語 (三)

逍遙自在

——莊子內篇逍遙遊——

北の涯、かぎりなき大海原に魚がゐる。

その名は鯤といふ。

鯤の大いさは、幾千里なるか、小さき人間の情智では、はかり知ることが出來ぬ。

その鯤といふ魚が、化するや鳥となる。それを鵬といふ。

鵬の背は、また幾千里であるか、それも知ることが出來ぬ。

この鳥たるや、うんと怒つて飛あがるときは、

その翼はまるで、大空から舞ひさがつた黑雲のやうである。

この鵬は、海運の時を選んで、遠ほく南の限りなき大海に徙らうとする。

この南の大海こそは、一切の拘束もなく、限りあることなく、無礙自在、極樂無爲の天池である。

「齊諧」といふ書には、いろ〳〵人間の情では考へられぬ怪きことをしるしてあるが、その齊諧のまうすには、鵬の南の大海に徙るや、水面に擊つこと三千里。

扶搖の颷風に摶いて上ること九萬里。

そして南に向つて出て立つは、六月息の時をねらつてゆくのである。

野馬や、塵埃や、これらはみな我々の如き生けるもの〻息をもつてすら、相吹かれて浮搖くのである。

あの大穹の蒼々としてゐるのは、あの瑠璃の色、それが本來の色であるのか知ら。或は遠くして至極がないからなのであらうか。その下をうかがひ視るも、又この通りに違ひなからう。

且さへ、かの水の積りかさなることが、厚くなければ、大舟を負うて浮ぶ力が無い。

杯の水を土間の坳に覆せば、たくさんの芥はまるで舟のやうに、そのこぼした水の上に浮ぶのである。

あはれ數々の芥の舟を浮ぶる大海も、杯を浮べんとすれば、則ちごづんと底に膠著いてしまふ。

水が淺いのに、舟が大きいからである。

鵬の飛ぶもその通り、風の積りかさなること厚くなければ、大翼を負ふに力なし。

故に九萬里も上れば、則ち風はこれ下にあり、斯に於いて今や風に培り背には青天を負ふ。

そして羽搏くのに、誰でもまた何者も、天閼げる者がない。

そこで今や南の海にゆかんと圖らふのである。

蜩と鸒鳩とが、これを笑つてまうすには、

我等が一大決意して飛翔でみても、庭前の楡や、蘇枋の樹にやつと突槍くのである。

時によれば、それすらかなはずして、大地の上に墜ちてしまふだけのこと。

それだのに、どうして九萬里を上ることなんぞ出來ようぞ。奚をかはてしない南の大海にゆきつくなんぞあらうぞや。と。

京都よりほど遠からぬ莽蒼に適くものは、三たびの食物を用意すれば、返つて來ても、お腹がまだ果然してゐる。

百里をゆくものは、數日の糧食を舂き用意せねばならぬ。

千里をゆくものは、三月が程も糧食を儲へ聚めねばならぬ。

かの蜩と鸒鳩との如き輩は、又何をか知らうぞ。

螢にも等しき智慧の光りで、赫やく太陽にもまさる智慧の光りをさかしらにはからふやうなもの。

小知は何としても大知に及ばず、小年のものは大年のものに及ばざるが、ものの道理である。

なぜさうであるか、かりに今、手近な例をあげてみれば、

積れる芥の蒸して菌を生ずるや、朝に生ひて、やがて腐つて夕べに消えてしまふ。

一日の生命だになきその菌には、月の晦や朔を知らう筈がない。

蟪蛄は、夏に生れて、まだ秋も來ぬ夏のうちに死んでゆく。その蟪蛄に春の花、秋の紅葉の情けを知らう筈もない。

こはこれ短命のもの〻身の上である。

楚の國の南に、冥靈といふ靈龜がゐる。五百歲を春と爲し、五百歲を秋と爲す。

上古に、大椿といふものがあり。八千歲を春と爲し、八千歲を秋と爲す。

これみな長壽のもの〻例である。

然るに人間は、昔彭祖といふものあつて、八百年の長壽をしたといふので、今もなほ、特に長命のためしに引かれて、誰も彼も彭祖ほどに生きたいものと、うらやんでゐる。これ亦悲しいことではないか。

湯が棘といふ人に問ねたのも是と同じ話である。

砂漠不毛の北に極りなき冥海、それは人間の情ではかり知れぬ無爲の天池である。

そこに魚がゐる。その背廣さ幾千里であるか、未だその脩さを知ることが出來ぬ。其の魚の名は鯤といふ。

忽爾として鵬となる。背は泰山のごとく、その翼は大空より垂れさがる黑雲のやうである。

扶搖に摶いて、羊角のときをねらつて上ること九萬里。

雲氣を絕し、あらゆる塵埃のけがれを離れ、青天を負うて、然して後に始めて南にむかつて出でたも、南の溟にゆかんとするのである。

斥鴳といふ蛾がこれをあざ笑つて曰く、

彼はそもいづくにかゆかんとするのであらうか。

我思ひきり騰躍かりて上つたところで、數仞でしかあり得ない。

下りて來て、蓬や蒿の間を翔翔はる。

これありつたけの飛ぶ力である。

と。

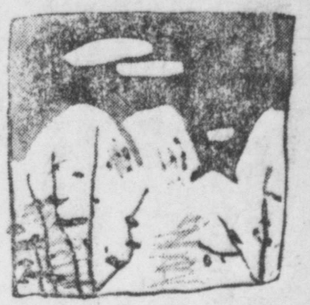
かう湯と棘と語りあつてゐるが、これ又小と大との隔たりを、辨りやすくのべてみたことである。

されば世の人の例も、大概これに類したもの。

知識を得て一つの官について喜ぶ。

判任官になつたとやら、奏任官になつたとやら、行が立派であつたとて、一郡、一國に表賞され、或は君王の御眼鏡に契ふて、徵し出されて大臣宰相となつて、得意然としてをるものもある。而して各〻自らを視、志みちて意氣揚々たるものがある。

（聰八郎）



俳壇

政刊

題當季隨意

締切　毎月五日限
用紙　官私制葉書

芥川龍之介選

合歡の花ちるや看守のサーベルに　横濱　先崎寧芳
夏の雨闇の上に雞並ぶ　同
立見すや踊り場のくらがりに　同
喜雨の水しきりに浴びる雀かな　高松　三原いしろ
遠花火電車鐵橋の上をゆく　同
秋の雲一つ大きくゆるやかに　同
水汲に連れ立ちてゆく山キャンプ　滋賀　西村幸吉
燒なんば賣る室町や鉾遠し　同
青田風渡る入江に網を打つ　長崎　龍田杏村
拓碑了へ憩ふ木蔭や竹煮草　同
灯に映えてこぼれしものや紅芙蓉　同
朝月のかゝれる峽や霧晴るゝ　松本　市川紅東
風鈴に吾子の寢息の安らけく　同
稻妻に手許明るき水砧　同
大佛の御屋根肢しき殘暑かな　奈良　桂敬信
鹿追ひて淺茅の露のしとゞなる　同
珍らしき蘇鐵の花の殘暑かな　滋賀　廣野夕陽
捨小舟朽ちて無花果熟れにけり　同
迎火のてら〳〵うつる鳳仙花　小田原　野村蛾紅
犬を呼ぶ聲穗芒の中よりす　同
柳風まともつよし夏暖簾　函館　船山船風

自己畫中の俳句

花裏

叙景的俳句の中にも單純に景色を叙するばかりでなく、作者が景色の中の自分を客觀して、畫の中の人として詠むやうな場合があります。

例へば

我影の瀧にあり仰ぐ月圓か　泊月

この句は作者自身の影法師が瀧にうつてゐて空には圓い月がかゝつてゐると云ふ句でありますが作者が景色の中の人として詠まれてゐるところが只の叙景とは違つて居ります。

かう云ふのを假りに「自己畫中の俳句」と言つて見たのであります。

かう云ふ風な句は元祿の昔から今日まで多くの人が詠んで居ります。

元祿の句にかう云ふのがあります。

岩鼻やこゝにもひとり月の客　去來

この句には二つの解釋のあることは皆さん御承知の通りであります。卽ち作者去來の言ふところによると、月明に乘じて野山を歩いてゐると岩鼻に又一人の月を見てゐる人があつたと云ふのでありまして、この作意によれば只の叙景の句になります。が然し芭蕉の批評によると、「こゝにもひとり月の客」と自分から名乘り出たとする方がどんなに風流だか知れんと言つて居ります。この解釋によると岩鼻に月を見てゐる客は作者自身であつて、作者は景色の中の人として描かれてゐることになります。

作者去來は芭蕉の批評を聞いて、成程さう云ふ風に自稱の句とすれば狂者の樣も見えて、作意に勝ること十倍せりと言つて喜んで居ります。

して見ると芭蕉はこの句を風狂的に解釋することによつて趣ありとするのでありますが一體風狂的趣味などゝ云ふものは花鳥諷詠の精神から見て第一義的のものでは決してないと云ふことを我々は知らねばなりません。

次は大明の蕪村の句にかう云ふのがあります。

草乾して庭先せまく澁を取る　京城　中島重市
秋の蝶畑々を飛びわたり　堺　賀屋春濤
十六夜の加太を名殘の月の旅　福岡　藤内勝雄
一群の蟻屯せり見張り番　小田原　本田花香
螢とぶ闇に流れの靜かなる　松本　長田雀人
稻妻や水平線の鮮やかに　小田原　内田露寥
廣々と稻田の闇の誘蛾燈　宇都宮　鈴木まさき
背なの子に髮なぶらるゝ暑さかな　富山　あきを
色褪せしカーテンゆれて秋隣　同
墓石に蠟溶けのこる暑さかな　栃折越人
露わけて草刈る乙女美しき　鳥取　坂田光濤
葛の葉に殘る暑さやきり〴〵す　名古屋　西川千秋
班毎に種播く庭や霧深し　朝鮮　齊藤梅山
コスモスや親をはなれて雛一羽　福岡　宗靈舟
月西に傾きかけて白はちす　府中　菊地仙北
サフランの花に明るき垣根かな　高地　近森美智子
カルルスの櫻並木や蟬時雨　長崎　松尾映山
夕立や日のさす嶺の見え乍ら　京城　山崎一泉
夕燒や蜻蛉堀にうつり飛ぶ　前橋　手島彌平
野佛に忘れ燐寸や露の秋　名古屋　東光庵
夜なべする裁板の上にきり〴〵す　京都　指田千代子
秋の蝶止まれるまゝに暮れにけり　新義州　濱田青村
秋深し觸るれば刎ねし草の種　名古屋　設樂銀月
湖の風に漂ふ蜻蛉かな　松江　石倉添水
夕燒をうつせる湖に小魚とぶ　群山　深見森都
初嵐葛の裏葉をひるがへし　津　勝島精一
山の灯の一つともりて秋深し　福岡　中西專精
うたゝねに冷え知る宵や渡る雁　府中　宮原嵐外
涼しさや夕顏棚の雨後の月　松江　金織玉仙
巡警の燈の見え隱れ虫時雨　堺　山田微粒子
萩の道沙彌下りて來て水を汲む　廣島　溝田南步
黍の穗の垂れて蜻蛉群れとべる　前橋　小林彥永

中々にひとりあればぞ月を友　蕪村

これは家に在つてひとり月を見てゐる時の心持を詠んだものでありまして、人が訪ねて來たりすると懲いわづらはしく落ちついて月を見ることも出來ないけれども、かうしてひとりであれば、月を友として清閑を樂しむことが出來ると云ふのであります。これは作者の風懷を舒べたものでありますけれども、この句を讀むと靜かに月を見てゐる作者の佛が畫の中の人としておのづから眼に浮んで來るのであります。

現代の作家の中にはこの句を名吟として推賞してゐる人もあるし、私も初めは感心して居りましたが今日になつてみると、どこやらにもの足らぬものを感じて來ました。それはこの句には何となく心持の誇張があつて、尙多少風狂的心持の拔け切らないところがあるからだと思ひます。これは今日の句に比較してさう思ふのであります。

今日の句にかういふのがあります。

月の友三人を追ふ一人かな　虛子

この句は作者が京都で三四の俳人と月見に出掛けられた時の句であります。先に出掛けた三人の友を追つて後から行く一人は作者自身であつて、景色の中の作者自身が畫の中の人として詠まれてゐる句であります。

この句は明るい月夜の道を一人の人影が三人の人影を追つて行くと云ふ趣深い月夜の光景が鏡の中の景色を見るやうに鮮やかに描き出されて居ります。

向上進歩して止むことなき今日の俳句も究局に於て、かう云ふところに落ちつくべきものであると云ふことをこの句が示してゐるやうに思ふのであります。

虛子先生は、芭蕉の到達し得た閑寂趣味とか、寂とか云ふ言葉であらはす境涯よりも尙は廣い、裕かな境涯がある筈だと言つてゐられますがこの句を讀んで成程と肯かされるものがあるのであります。

私は毎年月の句を作るときに、どう云ふものかこゝに擧げた去來の句と、蕪村の句と、虛子先生の句を憶ひ出すのであります。そして句を通して、去來・蕪村の佛を想像し又虛子先生の風貌を思ひ浮べるのであります。これは偶然にもこれ等の句は作中作者の風姿が描かれてあるやうな句である爲であります。

刑政第55巻第10号
矯正図書館



書道

長崎　松尾映山

高松百鴎

廣刑　長崎　水戸　新潟　鳥取　廣島　府中　岡山　刑

五級　益田晴月　◎雲川幸　玉利光　坂田武　池田武林　○小

豐刑　岡山　朝鮮　小走　網濱　横名　特刑

隨意　山内道圃　白本清泉　橋新納松　本堀藏八　清澤武　◎松浦竹巖

◎印は當選、○印は昇級、課題、隨意何れか昇級すれば次回より兩方とも昇級します。

第二十四回競書成績

課題	特級	一級	二級	三級	四級
東京	◎澁谷曉山	◎見川秋水	◎村上二鴻	◎柳提石	
水戸	◎諸戸翠堂	◎澁谷曉山	◎龍田杏村	◎次郎克純	
名古屋	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
拘置所	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
府刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎齊地仙水	◎小林祐北	
水戸	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎龍田杏村	◎次郎克純	
長崎	◎澁谷曉山	◎見川秋水	◎村上二鴻	◎柳提石	
馬刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
松江	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
中江	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎齊地仙水	◎小林祐北	
北海道	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎龍田杏村	◎次郎克純	
江刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎村上二鴻	◎柳提石	
中江	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
濱刑	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
府横水	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎齊地仙水	◎小林祐北	
松江	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎龍田杏村	◎次郎克純	
府刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎村上二鴻	◎柳提石	
豐松	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
府中	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
帶廣	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎齊地仙水	◎小林祐北	
刑江	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎龍田杏村	◎次郎克純	
中濱	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎村上二鴻	◎柳提石	
戸刑	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
旅順	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
中北	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎齊地仙水	◎小林祐北	
江刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎龍田杏村	◎次郎克純	
山口	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎村上二鴻	◎柳提石	
順中	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
北海道	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎井上忍	○金子玉嵐	○小宅明
江中	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎齊地仙水	◎小林祐北	
濱刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎龍田杏村	◎次郎克純	
府横水	◎諸戸翠堂	◎見川秋水	◎村上二鴻	◎柳提石	
松刑	◎澁谷曉山	◎松浦竹巖	◎新宮雲城	○渡部文子	○大塚芳林
豐松

刑政第55巻第10号
矯正図書館



刑政歌壇

當季雜詠
締切　毎月五日限
用紙　葉書一葉三首

白井大翼選

一

母に仕へ妻子愛しむも今日一日武夫の道へ雄々しく征かむ

宇都宮　高島明峰

二

外出の兵隊にまつはりさゞめきて歩める子等の瞳はかゞやけり

三次　しげまさ

三

吾れ母の愛し子なりしと思ふ時疲れし生命甦り來ぬ

松刑　金織玉仙

秀逸

一日を勤勞園に除草せし初秋の夕は悔なかりけり

三次　卯月

朝の陽の光りすがしき青空へむら雀たつ穗波はるかに

三重　勝島精一

眼を閉ぢて何か足らへる心あり父母へ便りを書かむと思ふ

臺南　呂賜元

裏山にはや松茸の出初めたり遺族となりしわが友呼ばん

京都　千代子

朝燒の雲ひそかなるこのあした言葉少なに友の立ち征く

府中　井上忍

母のなき子等の寢顏をながめつつ馴れぬ手先に慰問袋を縫ふ

豐多摩　倉持達

朝つゆの稻穗にふかき空の色鳥の聲して厄日晴れたり

宮城　志賀宮童

覆の音の高きあたりに月出でて河原白々涼風吹けり

小田原　内田露實

夕づきし川邊につづく穗芒を風わたる見ゆ白くなびけて

長控　龍田杏村

夜べ降りし雨に青田の水増して稻の葉先の風になびけり

三次　くらさ

新刊紹介

戰時下社會政策（上卷）　森耕二郎著

戰時下に於ける我國社會政策、勞働政策は總力戰國家體制樹立の爲めに最も重大な課題である。本書は「勞務の適正配置」「勞務者給源の問題」「勞務者の移動問題」等より稿を起し、「青少年・女子の勞働問題」に及び、精密なる資料と調査とにより、出來るだけ簡易な形で分析解明した勞作である。著者は九州帝大の教授。

…B6判　二四二頁　一圓五十錢　富山房

南方移民村　濱田隼雄著

遙々雪の東北より甘蔗栽培の爲、臺灣の臺東附近に移住し、大正の初年より二十五年、不撓不屈の日本農民魂を以て、この移民村を作り上げた、村の指導者、醫師、農事指導員、老農及び數人の青年達の自然に逞しくも雄々しく挑むだ生活記錄である。南への基地臺灣の開拓移民が苛酷た條件の下に如何に營まれて來たかの一面を、作者の麗筆により最後の頁まで面白さと迫力とを以て讀ましむる力作である。

…B6判　四七四頁　二圓八十錢　海洋文化社

日本語錄　保田與重郎著

我が國史の中から主要なる人物を選び、その人々の語錄の國民として記憶すべき言葉をあげ、その思想を語つて國史の感覺、情緒、その事實等を示し讀者をしてひし〳〵と何ものかの身にしむるを覺えしめる勞作。英雄あり、詩人あり、義士あり、武將あり、僧あり、將又女性あり。あらゆる方面の人士をとらへて來たところに興味がある。

…B6判　二三〇頁　壹圓　新潮社

佳作

有明の地虫の聲のきれぎれに初秋の空に雲は燒けつゝ　神戸　仲矢多美子

白妙の乙女の服が美くしく眼にこむ夏となりにけるかも　前橋　青山亘

會館に何かあるらし夕闇につらなる燈影秋さびにけり　前橋　高瀨義智

露ふくみ競ひ咲きせる朝顏の今朝は大方赤ばかりなり　三次　さくら

みまかりし吾子の浴衣の古きもて老ひたる母のはる〳〵と來ぬ　横濱　森愛子

川の洲の草の青さが雨あとは眼にあたらしも水はにごるに　前橋　砂山路夫

ひねもすを濱に遊びてあかねさす村路を歸る心樂しも　京都　佳子

露に浮く水蓮の花開かんとす緋鯉眞鯉の脊びれに寄りて　小田原　本田花香

夕映のやゝにしづまる潮に野風呂の煙立ちそめにけり　府中　齊地仙北

葉もれ陽の斑らに白き杉木立苔のしめりのなつかしきかな　三次　さゆり

夜べの嵐通り過ぎたる朝露地に眞青き柿の實あまたこぼれぬ　三次　ゆり

山裾に一すぢ遠くうねりゐてわがきし道ははうけかりけり　前橋　次郎

窓々に白き蒲團の干してあり療養所の午後の日の明るさよ　下關　登喜與志

夕映の寫りて明き河の面に石たゞ一つ黒く昏れをり　前橋　青嶺

秋の夜のなにかをしくて今宵また母と居りつつ明更けにけり　宇都宮　しぐれ

颱風の過ぎたる後に殘りたる茄子のきずに秋は來にけり　名刑　鈴好

河のたまりに旗高く揚げ砂利を取る忠靈塔へ奉仕の一群　弘前　奈良健藏

鐵格子もれ入る月のすかしつゝ寢顏數へて輕く安堵す　福岡　藤内勝雄

夕風の流るゝままに朝顏の蔓あらはれて夏も老いたり　小倉　範多

手を振れどまだ見えぬらし吾が家の窓邊に父は座してゐますも　三次　卯月

秋近く日光澄みぬ門出でて仰ぐポプラの輝く葉色　前橋　石山流二

不甲斐なき我病みて恥づ囚達の土用灼けせる逞しさ見て　西刑　山崎一泉

父なれば母なれば愛情にかはりなし罪の子の前にひれふしもだゆる　横濱　柳田北斗星

連なれる嶺の彼方に見ゆるかな我が荒鷲のはゞたきの影　青森　戸屋春雄

さえ〴〵と月の苦屋に風澄みて千草にすだく鈴虫の聲　横濱　森愛子

見晴かす伊勢野はくもり海みえず川筋白くながながと見ゆ　名古屋　淺野

圍碁閑話

○●○● 裕天次郎



碁を覺えてからかれこれ二十年になる。二昔となれば私の碁も相當年代ものである。今では何か上達の奥の手がないかなぞときかれて閉口することがないではない。多少心得があつて所謂なぐさみ碁としては少しは打てる仲間に入れられてゐると見える結果であらうが、實は專門家仲間から見ればズブの素人である。

自分の實力の認識にかけては相當苦い過去の經驗が物を言つて肚の中では十分心得て居る積りであるから碁の上達法を書けと言はれてもすさか銘うつて書く程な心臟も持ち合さない。さりとてお互同好の士が强くならうとする心情についてはよく理解してゐる積りであるから、何も木谷、吳清源を向ふにまわす程上達する必要もたからうし、せいぜい碁敵をやり込めれば滿足される程度の上達方法であつて見れば、この素人の私の碁談義も案外に參考にならぬものでもあるまい。と思ひかへして碁に付いての思ひ付いた點を書くことにする。所で先にお斷りして置くが何も特別に御披露に及ぶ上達法がある譯ではない。專門家だつて其んな便利な秘傳はなさ相だ。昔「圍碁七日初段」と言ふ本の廣告が新聞に出た。置碁必勝法とか互先必勝法とか言ふ本もある。本の題目を見ただけでは必ず勝てる方法があり相である。必ず勝てるからには必ず上達する方法がある樣に見えるが、さて七日で初段になれる珍本も餘り賣れぬと見え廣告も出なくなつたし、必勝法を書いた先生も實戰の手合ひで必ずしも勝つてばかり居らん所を見ると著者自身必勝とも行かぬと見える。まあ相手が負ける場合は必ず勝てる程度の必勝と思へば間違ひがなさ相である。

だから私も速成上達法の秘傳公開を試みる代りに二十年の碁の懷舊談を織り混せて雜文をものし（むしろ懺悔噺に落ちるのだが）其の中で素人の上達に何かの暗示となり參考になればよいとしてはじめることにする。

碁を覺えるには歲の若い程上達には有利である。專門家の經歷を見ると既に十五歲前後で大てい初段乃至は二、三段は打てる。稀代の天才兒道知たそは十四五歲で最早高段だつたなぞと昔の話を擧げずとも、遂ひ先年物故した名人本因坊秀哉は十一歲で初段を允され、御馴染の吳清源は十歲そこそこで支那四百餘州を風靡し日本へ來た十五歲頃は駈け引きなしの三段以上の實力があつた。玆で言ふ初段二段と言ふのは專門家の標準でその邊の素人のアマ段の謂でないこと勿論である。序に段の正體に一寸觸れて置くが、同じ初段でも天地霄壤の差がある。私の鄉里に地方では相當聞えた碁打ちがあつた。もう亡くなつた相だから餘り差し障りもなからうから一寸實例にあげるが、その地方での最高の打ち手で生涯獨身で通し碁打ちとして一生を畢つた人である。まあ地方の碁打ちでは弱い方ではなかつた。この先生生涯段を持たなかつた。然し何故段を持たなかつたか或は持てなかつたかに付ては遂に直接御自身からは承る機會を失したが、その口吻からは初段や二段の免狀はおかしくてと言ふ風にとれた。所で、ある時その先生に後援者某氏が私に話して吳れた秘話がある。「○○先生の打盛りの頃だつたが大ぶ自信があるので、井戶の中の蛙ぢや駄目だから一つ東京へ行つて實力通りに免狀を貰つて來いと唆かして一緒に東京へ行つたものサ。當時は未だ方圓社のあつた時分で其處へ出かけて腕だめし碁を申込むと高段の先生がマアあれと打つて御覽なさいと言はれたのが何とお下髮の小娘で段なぞ勿論ありやしない。しかも二目置けと言はれては○○先生内心穩でなかつたに違ひない。所が何と田舍名人仲の小娘にすつかり飜弄されて手も足も出やしない。お次は絣の小供で三目置けと言ふ。これが又滅法强い少年で齒が立たぬ。すつかり揉まれた擧句方圓社の御大廣瀨六段が大ぶお强い樣だから初段を上げませうと言はれて流石に○○先生ショゲて貰つて來なかつたんだヨ。その娘が今の鈴木秀子三段で絣の小供が岩本七段だつたノサ」

この實話で凡そ同じ初段と言ふたところで大變なちがひのあることが略推察が出來よう。然しこの田舍の先生の面目の爲に寫明して置くが、專門家に拮抗しようと思ふたのが少々盧外だつただけで、腕前はその邊にザラにある素

（四八頁へ）

監獄法新舊比照（完）

田中茂雄

第四十五條 無期徒刑ノ囚人重罪ヲ犯シ若クハ逃走シ又ハ獄舍、獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シタルトキハ一年以上五年以下其他ノ輕罪ヲ犯シタルトキハ一月以上一年以下兩脚又ハ一脚ニ鉄ヲ施シ仍ホ鐵丸ヲ屬シタル鐵鎖ヲ其鉄ニ貫キ腰間ニ纏帶セシメ纏帶ノ所ニ下鍵ス其監房ニ在ルモ晝間ハ仍ホ之ヲ施スモノトス

若シ再ヒ重罪ヲ犯シタルトキハ五年以上十年以下前項ノ例ニ照シテ處罰ス

鐵丸ノ量ハ……略

第四十六條 施鉄中ノ者病ニ罹リ醫師ノ診斷ニ依リ鉄ノ解除ヲ必要トスルトキハ一時之ヲ解除スルコトヲ得但解除中經過セシ日數ハ施鉄期限ニ算入セス

第四十七條 賞表ヲ有スル者處罰ヲ受ケタルトキハ其情狀ニ因リ賞表一箇又ハ數箇ヲ褫奪スルコトアルヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 未決囚ニ對シテハ其情狀ニ因リ第四十五條乃至第四十七條ノ例ニ照シテ處罰スルコトヲ得

第五十條 監獄ニ於テ囚人ニ對シ懲罰ヲ科スルニハ監獄官吏ノ過半數ヲ以テ組織スル會議ノ決ヲ經ルヲ要ス

第五十一條 懲罰ハ左ノ種類ニ依リ之ヲ科ス

一、譴責

二、減食

三、重禁錮

四、輕禁錮

五、閉居

第五十二條 減食ハ一日ヲ限リ二合ヲ減ス可シ

第五十三條 重禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十四條 輕禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課ス

第五十五條 閉居ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十六條 懲罰ハ其情狀ニ因リ一箇又ハ數箇ヲ併科スルコトヲ得

第五十七條 懲罰ハ本人ノ健康ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ執行セス

第五十八條 懲罰ハ本人ニ其罪狀ヲ告知シ辨明ヲ聽キタル後之ヲ科ス

第五十九條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ更ニ他ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ス

第六十條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ賞表ヲ與フルコトヲ得ス

第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

第十二章 釋放

第百一條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

第百二條 釋放ハ晝間ニ於テ之ヲ行フ但夜間ト雖モ急ヲ要スル場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第百三條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百四條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百五條 懲治人及ヒ十六歲未滿ノ未決囚獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 常食ノ半以内ヲ減ス但菜ヲ減スルノ限ニ在ラス

第百六條 未決者及ヒ拘留ノ刑ヲ受ケシ者敎令ニ順ハス或ハ同監ノ者ヲ煽惑シ又ハ其他ノ規則ヲ犯ストキハ所犯ノ輕重ヲ量リ第百三條第百五條ニ準擬シ減食スルコトヲ得

明二二第四十三條 因人十六歲未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨慎ハ七晝夜以内、減食ハ三日以内トス

明二二第四十四條 減食若クハ閉室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ

第百十一條 屏禁、減食、閉室又ハ獨慎ノ罰ニ處シタル後ハ典獄若クハ看守長時々其動靜ヲ窺察シ狀況ニ由リ醫師及ヒ敎誨師ヲシテ之ヲ問ハシムルコトアルヘシ

第百十二條 罰則ニ處セラレタル者改悛ノ狀著ルルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

明二二第四十四條 減食若クハ閉室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ其處罰中ハ醫師ヲシテ每日之ヲ視察セシメ醫師ニ於テ身體ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 未決囚ニ對シテハ其情狀ニ因リ第四十五條乃至第四十七條ノ例ニ照シテ處罰スルコトヲ得

第五十條 監獄ニ於テ囚人ニ對シ懲罰ヲ科スルニハ監獄官吏ノ過半數ヲ以テ組織スル會議ノ決ヲ經ルヲ要ス

第五十一條 懲罰ハ左ノ種類ニ依リ之ヲ科ス

一、譴責

二、減食

三、重禁錮

四、輕禁錮

五、閉居

第五十二條 減食ハ一日ヲ限リ二合ヲ減ス可シ

第五十三條 重禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十四條 輕禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課ス

第五十五條 閉居ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十六條 懲罰ハ其情狀ニ因リ一箇又ハ數箇ヲ併科スルコトヲ得

第五十七條 懲罰ハ本人ノ健康ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ執行セス

第五十八條 懲罰ハ本人ニ其罪狀ヲ告知シ辨明ヲ聽キタル後之ヲ科ス

第五十九條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ更ニ他ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ス

第六十條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ賞表ヲ與フルコトヲ得ス

第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

現行監獄法ニ該當條文ナキモノ

明二二第四十九條 免黜閉ヲ受ケタル流刑ノ者監署ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘置スルコトヲ得

第十二章 釋放

第百一條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

第百二條 釋放ハ晝間ニ於テ之ヲ行フ但夜間ト雖モ急ヲ要スル場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第百三條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百四條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百五條 懲治人及ヒ十六歲未滿ノ未決囚獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 常食ノ半以内ヲ減ス但菜ヲ減スルノ限ニ在ラス

第百六條 未決者及ヒ拘留ノ刑ヲ受ケシ者敎令ニ順ハス或ハ同監ノ者ヲ煽惑シ又ハ其他ノ規則ヲ犯ストキハ所犯ノ輕重ヲ量リ第百三條第百五條ニ準擬シ減食スルコトヲ得

明二二第四十三條 因人十六歲未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨慎ハ七晝夜以内、減食ハ三日以内トス

明二二第四十四條 減食若クハ閉室ノ罰ニ處スヘキ者アルトキハ醫師ヲシテ診視セシメ身體ニ妨ナキヲ證シテ後之ヲ行フヘシ其處罰中ハ醫師ヲシテ每日之ヲ視察セシメ醫師ニ於テ身體ニ妨アルヲ證スルトキハ處罰ヲ中止スヘシ

第四十八條 獄則ヲ犯シ罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ處罰中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ得

第四十九條 未決囚ニ對シテハ其情狀ニ因リ第四十五條乃至第四十七條ノ例ニ照シテ處罰スルコトヲ得

第五十條 監獄ニ於テ囚人ニ對シ懲罰ヲ科スルニハ監獄官吏ノ過半數ヲ以テ組織スル會議ノ決ヲ經ルヲ要ス

第五十一條 懲罰ハ左ノ種類ニ依リ之ヲ科ス

一、譴責

二、減食

三、重禁錮

四、輕禁錮

五、閉居

第五十二條 減食ハ一日ヲ限リ二合ヲ減ス可シ

第五十三條 重禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十四條 輕禁錮ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課ス

第五十五條 閉居ハ一日以上三十日以内ノ間獨居ニ拘置シ作業ヲ課セス

第五十六條 懲罰ハ其情狀ニ因リ一箇又ハ數箇ヲ併科スルコトヲ得

第五十七條 懲罰ハ本人ノ健康ニ害アリト認ムルトキハ之ヲ執行セス

第五十八條 懲罰ハ本人ニ其罪狀ヲ告知シ辨明ヲ聽キタル後之ヲ科ス

第五十九條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ更ニ他ノ懲罰ヲ科スルコトヲ得ス

第六十條 懲罰ハ其執行ヲ終リタル後ニ非サレハ賞表ヲ與フルコトヲ得ス

第六十一條 前條第一項第十號ノ懲罰ハ刑事被告人及十八歲未滿ノ在監者ニ之ヲ科セス

第六十二條 懲罰ニ處セラレタル者疾病其他特別ノ事由アルトキハ其懲罰ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

懲罰ニ處セラレタル者改悛ノ狀著シキトキハ其懲罰ヲ免除スルコトヲ得

第六十三條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

現行監獄法ニ該當條文ナキモノ

明二二第四十九條 免黜閉ヲ受ケタル流刑ノ者監署ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以内之ヲ拘置スルコトヲ得

第十二章 釋放

第百一條 在監者ノ釋放ハ恩赦職權アル者ノ命令又ハ刑期ノ終了ニ因リ關係文書ヲ査閲シテ其手續ヲ爲ス可シ

第百二條 釋放ハ晝間ニ於テ之ヲ行フ但夜間ト雖モ急ヲ要スル場合ニ於テハ此限ニ在ラス

第百三條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百四條 釋放ハ本人ニ其事由ヲ告知シ且其身元ヲ引受ケシ者ニ之ヲ交付スヘシ

第百五條 懲治人及ヒ十六歲未滿ノ未決囚獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 常食ノ半以内ヲ減ス但菜ヲ減スルノ限ニ在ラス

第百六條 未決者及ヒ拘留ノ刑ヲ受ケシ者敎令ニ順ハス或ハ同監ノ者ヲ煽惑シ又ハ其他ノ規則ヲ犯ストキハ所犯ノ輕重ヲ量リ第百三條第百五條ニ準擬シ減食スルコトヲ得

明二二第四十三條 因人十六歲未滿ノ者及懲治人獄則ヲ犯ストキハ其輕重ヲ量リ左ノ例ニ從テ處罰ス

一、獨慎 晝夜一室ニ獨居セシム

二、減食 一日ノ食糧ヲ二合乃至三合ニ減ス

獨慎ハ七晝夜以内、減食ハ三日

刑政第55巻第10号 矯正図書館

刑政第55巻第10号
矯正図書館

明一四第二十五條 特赦アリタルトキハ速ニ其旨ヲ内務卿ニ申報スヘシ

第九十八條 賞表ハ假出獄、免黜閉又ハ特赦ヲ具狀スルノ考據ト爲スヲ得

法第六十四條 恩赦ヲ受ケ又ハ假出獄若クハ假出場ヲ許サレタル者ハ其裁可狀又ハ許可書ノ監獄ニ達シタル後二十四時間內ニ之ヲ釋放ス

法第六十五條 前條ノ場合ヲ除ク外命令ニ因リ釋放ヲ爲ス可キ者ハ命令書ノ監獄ニ達シタル後十時間內ニ之ヲ釋放ス

法第六十六條 假出獄又ハ假出場ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ之ニ證票ヲ交付ス

明一四第二十七條 假出獄ヲ許サレタル者ニハ其證票ヲ與ヘ警察邏傳ヲ以テ其居住セントスル地ニ押送スヘシ監署ニ領置セシ金錢ハ出獄者ニ携帶セシメス其金員ヲ錄シテ其ニ其地ノ警察官ニ送致スヘシ

法第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規定ヲ遵守ス可シ

一、正業ニ就キ善行ヲ保ツコト

二、警察官署ノ監督ヲ受クルコト

但警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三、住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト

主務大臣ハ假出獄ヲ許サレタル者ノ帝國外ニ旅行ヲ爲スヲ許スコトヲ得

明一四第二十八條 假出獄、免黜閉ヲ受タル徒刑、流刑ノ者其刑期間ハ典獄ニ於テ營業ノ方法ヲ指示シ其來署ヲ要スルトキハ召喚スルコトヲ得

第百十三條 假出獄、免黜閉ヲ受タル徒刑、流刑ノ者監獄ノ命令ニ違背シタルトキハ七日以下之ヲ拘置スルコトヲ得

法第六十八條 滿期ノ者ハ其刑期終了ノ翌日午後六時マテニ之ヲ釋放ス

明一四第三十一條 刑期滿限ノ者ヲ釋放スルハ滿期ノ翌日午前第十時ヲ過ヘカラス

明二二第十條 滿期ノ者ヲ釋放スルハ其滿期ノ翌日午前十時ヲ過ヘカラス

法第六十九條 釋放セラル可キ者重キ疾病ニ罹リ監獄ニ於テ醫療中ナルトキハ其請求ニ因リ仍ホ在監セシムルコトヲ得

明五雜則

（前略）

凡懲役一年以上ノ者病ニ罹リ休役スレハ一年毎ニ五十日ハ限內ニ算入シ五十日以外ニ過レハ病癒ル後仍ホ其缺役ヲ償ハシム懲役一百日以下ノ者十日毎ニ二日ハ算入シ二日ニ過レハ其役ヲ償ハシム但シ屢次ニ及フ者ハ前後通計合算シテ乘除ス若シ出監シテ責付スル者アル時ハ限內ニ算入セス

明一四第三十條 刑期滿限ノ後頼ルヘキ所ナキ者ハ其情狀ニ由リ監獄中ノ別房ニ留メ生業ヲ營マシムルコトヲ得

現行監獄法ニ該當條文ナキモノ

明五雜則

（前略）

囚人ノ故郷遠地ニアリ入獄ノ後其妻孥生計ナク饑餓スヘキヲ訴レハ

籍ニ照シテ決放シ其年月罪科ヲ附記ス

已決者病死及刑死ノ遺骸ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス

死刑ハ朝第十字ニ之ヲ行フ其餘ハ十字ヨリ十二字ノ間ニ之ヲ行フ大祀令節國忌等ノ日ハ刑ヲ行ハス又大風雨及ヒ非常ノ天變アレハ時ニ臨テ刑ヲ止ム

明一四第三十二條 死刑ノ執行ハ午第十時ヲ過ルヲ得ス其執行中ハ看守ヲシテ嚴ニ刑場ノ門戸ヲ護ラシムヘシ其遺骸ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ二十分時ヲ過サレハ埋葬若クハ下付スルコトヲ得ス

第四十一條 死刑場ハ監獄ノ一隅ニ設ケ墻壁ヲ以テ外見ヲ防クヘシ

法第七十二條 死刑ヲ執行スルトキハ絞首ノ後死相ヲ檢シ仍ホ五分時ヲ經ルニ非サレハ絞繩ヲ解クコトヲ得ス

明一四第三十二條（前揭法第七十一條ノ部）

明二二第三十七條二項 刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五分時ヲ過サレハ其遺骸ヲ絞架ヨリ解下シ之ヲ埋葬シ若クハ下付スルコトヲ許サス

分時ヲ過サレハ其遺骸ヲ絞架ヨリ解下シ之ヲ埋葬シ若クハ下付スルコトヲ許サス

法第七十三條 在監者死亡シタルトキハ之ヲ假葬ス

死體ハ必要ト認ムルトキハ之ヲ火葬スルコトヲ得

死體又ハ遺骨ハ假葬後二年ヲ經テ之ヲ合葬スルコトヲ得

明五疾病附死亡

（前略）

病囚死スレハ醫之ヲ檢査シ獄司ニ報ス獄司具狀シテ之ヲ裁判所ニ告ク（以下略）

明一四第七十八條 在監人死亡スレハ典獄、看守長、醫師竝莅テ之ヲ驗屍スヘシ未決者又ハ已決囚ニシテ別故アリ再ヒ訊問ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ裁判所ニ申報スヘシ

明二二第三十七條 囚人懲治人及刑事被告人死亡シタルトキハ典獄、看守長、醫師ノ立會ヲ以テ之ヲ檢視シ監署ニ於テ速ニ其本籍ニ通知スヘシ其遺骸ハ親屬若クハ故舊ノ之ヲ請フ者ニ下付ス但シ死亡後二十四時間以內ニ在テ其下付ヲ請フ者ナキトキハ監署ニ於テ之ヲ假葬シ其姓名ヲ記シタル木牌ヲ立ツヘシ

刑死者ハ死相ヲ驗シタル後仍ホ五

法第七十四條 死亡者ノ親族故舊ニシテ死體又ハ遺骨ヲ請フ者アルトキハ何時ニテモ之ヲ交付スルコトヲ得但合葬後ハ此限ニ在ラス

明五處刑

（前略）

已決者病死及刑死ノ遺骸ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス（以下略）

明一四第七十九條 死者ノ親屬若クハ故舊第三十三條ニ記載シタル時限ヨリ二十四時以內ニ在テ遺骸ノ下付ヲ請フトキハ之ヲ許シ其者ヲシテ簿冊ニ署名捺印又ハ花押セシムヘシ遺骸ヲ請フ親屬故舊ナキトキハ棺ニ入レテ假葬シ其上ニ氏名標ヲ建ツヘシ其標ハ約ク面三寸長三尺五寸トス

明二二第三十七條（前揭法第七十三條ノ部）

法第七十五條 受刑者ノ死體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ解剖ノ爲メ病院學校又ハ其他ノ公務所ニ之ヲ送付スルコトヲ得

明五處刑

（前略）

已決者病死及刑死ノ遺骸ハ親戚乞フ者アレハ之ヲ與フ乞フ者ナケレハ官醫ノ解剖ヲ聽ス

—— 完 ——

獄司ヨリ管轄廳ヲ經由シテ其地方官ニ傳達スヘシ（以下略）

明一四第六十一條 假出獄、免黜閉ヲ受タル徒刑、流刑ノ者其地ニ居住スヘキ家ナキトキハ屋舍ヲ貸與スヘシ屋舍ヲ構造スルハ將來市街村落ヲ創置スルノ便ヲ計畫スルヲ要ス

第六十二條 假出獄、免黜閉ヲ受タル徒刑、流刑ノ者其配偶者又ハ其他ノ親屬ヲ招キ同居セント請フトキハ典獄將來營生ノ方法ヲ取糺シ之ヲ許否スヘシ

前項ノ請ヲ許ストキハ其配偶者又ハ其他ノ親屬現住スル地ノ戶長ニ通告スヘシ其徒刑流刑ノ者嫁娶ヲ爲サントスルトキハ官署ニ申告セシメ典獄之ヲ許否スヘシ

第十三章 死亡

法第七十一條 死刑ノ執行ハ監獄內ノ刑場ニ於テ之ヲ爲ス

大祭祝日、一月一日二日及ヒ十二月三十一日ニハ死刑ヲ執行セス

明五處刑 刑場ハ監獄場ノ一隅ニ設ケ周圍其垣墻ヲ高クシ其門扉ヲ嚴ニス

繫獄ノ囚罪已ニ決スレハ裁判所ノ檢使證書ヲ獄司ニ附ス獄司之ヲ囚

× × ×

刑政第55巻第10号
矯正図書館

時事トピックス

大東亜省の創設

大東亜省は九月一日數時の閣議で要綱が纏まり十一日には官制案其他勅令案要綱が決定し十月に開設の運びとなつた。平時には仲々容易ならぬ全般的行政機構の大變革が驚くべき超スピードで實現したことは何と云つても東條首相の英斷に俟つところが多い。然し同時に大東亜建設の大目的達成上どうしても一元的且つ包括的な機關が必要な事態に迫られてゐたのである。大東亜省設置によつて拓務省、外務省東亜局・南洋局、對滿事務局、興亜院は悉くその管下に吸收される。又同時に樺太は内地行政に編入され朝鮮臺灣の行政も必要な範圍で内地と同樣に取扱はれることになつた。内外地行政が内相の下に一元化され、我國土は日本列島から大陸に伸び、飛び石傳ひに南北を擁するに至つた。實に我國史を劃する日本民族の一大雄飛である。

米の戰備を注視せよ

九月九日の米本土初空襲は口先ばかりの對日攻勢に先を制し敵の心臟を寒からしめて餘りあるものだつたが、何度も云ふやうに油斷は絶對に禁物だ。震災記念日に發表された陸軍當局談は、敵潜水艦による本土砲撃や母艦又は基地からの空襲が決してないと云へぬと戰果に醉ひ防衛を忘ることを戒めてゐる。又中央協力會議席上奥村情報局次長も「米國は最近南西部テキサスの大草原の中に東京の模型を作つてこの爆撃を練習してゐる」ことを傳へ國民に警告を發した。

最近交換船で歸米した前駐日大使グルーは再三、再四日本軍の強さを力説し、極度に對日敵愾心を煽つてゐる。即ち「日本國民は陸海の將帥から農民に至るまでこの戰爭は最後まで戰ひ抜かねばならぬことを知つてゐる…日本は…結局米本土に進攻しホワイトハウスに進駐するまでやめないであらう」と述べてゐる。これは一見日本の眞價を摑んだ云ひ方のやうだが、決してそうではなく「その豊富なる物質力は全面的に之を動員し、ルーズヴエルトが最近握つた産業獨裁權のもとに、或は自國の軍需品製造に、或は英國その他聯合國の援助物資の生産に世界民主々義の兵器廠として活躍」、着々戰備を固めつゝある實相を充分に注視しなければならない。

南方建設斷片

急テンポで進んでゐる南方建設諸相の中法律關係のもの二三を拾つて見よう。

サイゴンに大審院 佛印の司法制度は日本と同じく區、地方裁判所の上に控訴院があり、第三審はパリーの大審院であるが、佛印政廳では今回手續きの簡易化を計るため、サイゴンに佛印大審院を設置することになり九月十日ドクー總督から布告された。サイゴン大審院はパリー大審院に代るものであり、三ケ月に一度開廷の豫定と云はれる。

ビルマに金貸業取締令 ビルマ軍政監部當局は九月二十日金貸業取締令を公布實施した。この新法令の骨子は印度人金貸業者に營業許可制を適用し、貸出利率を定め、六ケ月毎にその營業狀況を報告せしめ二年毎に登錄を更新して登錄稅を徴收するものである。ビルマの金貸業者は殆ど印度人で一種の質屋を經營しその數も數千に上るが、從來無制限に放任され、暴利を貪つてゐたものである。

比島に五人組制度 比島軍政監部の指示により比島行政機關は八月十四日保甲制度に關する行政命令を發し即日實施した。南方共榮圈最初の五人組制度で、戸を單位に十戸を甲、十甲を一保として編成し、地方の安寧保持と民衆の自警行爲及び物資配給の圓滑化を目的とする。甲長は當番制とし、戸口調査その他各種の任務を行ふが、特に犯罪者の取締と自警に主力を注ぎ若し甲の内から重罪犯を出した場合はその戸長全部が罰金刑に處せられるなど、我國の五人組制度に倣ふところが多い。

例規

自八月十六日
至九月十五日

訓令

刑務共濟組合事務取扱規程中改正ノ件

（昭和十七年九月四日行甲第一五二四號）

第十二條 規則第七條ニ據ル掛金ハ月ノ中途ニ於テ組合ニ加入シ又ハ組合ヲ脫退シタル場合ト雖モ其ノ月ノ全額ヲ徴收スルモノトス

第十三條 削除

附 則

本令ハ昭和十七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

通牒

刑務共濟組合事務取扱規程改正ニ關スル件

（昭和十七年九月四日行甲第一五二四號）

標記ノ件本日訓令相成候處之カ施行ニ當リテハ左記ノ點御了知相成度候

記

一 組合員カ月ノ中途ニ於テ組合ニ加入シ又ハ組合ヲ脫退シタル場合ノ掛金ハ從來日割計算ヲ以テ徴收シ來リタルモ事務ノ適正ヲ期スルタメ日割計算ヲ廢止スルコトトナリタルニ付新ル場合ノ掛金ハ其ノ全額ヲ徴收スルコト

二 昭和十五年九月十八日行甲第一〇六四號刑務共濟組合掛金明細書作成方ノ件通牒ノ記載例ヲ左ノ通改ムルコト

（一）本明細書ハ經常部臨時部毎ニ作成スルコト

但シ本支所ハ之ヲ併記スルモ妨ナシ

（二）月俸欄ノ金額ハ左ノ區分ニ依リ記載スルコト

イ 引繼キ組合員タル者ハ前月末ノ辭令面ニ於ケル月俸額（加俸ヲ含ム以下同ジ）

ロ 其ノ月俸給支拂ノ定日前ニ加入シタル者ハ辭令面ニ於ケル月俸額

ハ 前月ノ俸給支拂ノ定日以後ニ於テ組合ニ加入シタル者ハ加入時ノ辭令面ニ於ケル月俸額ト前月末ノ辭令面ニ於ケル月俸額トノ合算額

ニ 引繼キ組合員タリシ者組合ヲ脫退シタルトキハ前月末辭令面ニ於ケル月俸額

ホ 月ノ中途ニ於テ組合ニ加入シタル者其ノ月ニ組合ヲ脫退シタルトキハ加入時ノ辭令面ニ於ケル月俸額

（三）掛金欄ハ月俸欄金額ノ百分ノ二額ヲ記載スルコト

（四）摘要欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

イ 戰時若ハ事變ニ際シ召集セラレタル組合員ニ對シ支拂フベキ其ノ月ノ俸給皆無ナルカ又ハ掛金額ニ滿タザル場合ニ於テ掛金未徴收ノモノアルトキハ其ノ旨

ロ 掛金ノ徴收額ガ月俸欄金額ノ百分ノ二ニ相當セザルモノアルトキハ其ノ事由

（五）末尾ニ刑務共濟組合出納管理事務擔任者徴收受入ノ旨ヲ附記シ年月日氏名ヲ記載調印スルコト

三 昭和十六年一月三十一日行甲第一三九號刑務共濟組合過徴掛金還付明細書作成ノ件通牒ハ之ヲ廢止ス

刑務共濟組合死亡給與金給與ニ關スル件

（昭和十七年九月十日行甲第一六〇二號）

標記ノ件ニ關シ函館刑務所長ヨリ別紙甲號ノ照會ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

記

（甲號）

組合員ト戸籍ヲ異ニスルモ（戸籍上認知屆出ニ依リ父タルノ關係明カナルモ戸籍ヲ異ニス）現實ニ同居且扶養シ尚死亡ニ際シテハ葬儀萬端營ミタル場合ニ於テハ由程第六條第二號後段正當請求者タルコトヲ立證スベキ戸籍抄本ニ父タルノ關係ガ明瞭ナリトセバ規則第十三條第二號ニ依ル所定額ヲ給與差支ナキヤ

（乙號）

客月二十四日附發第一一九二號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件ハ左記ノ通御了知相成度候

記

規則第十三條第二號ニ「組合員ト同一ノ家ニ在リ」中ノ「家」ハ民法ニ所謂「家」ト同意義ニ解スベキモノニ付御照會ノ事項ニ對シテハ死亡給與金ハ給與シ得ザルモノトス

刑務共濟組合掛金ノ受入證明書ニ關スル件

（昭和十七年一月十一日行甲第一六一五號）

刑務共濟組合掛金徴收明細書ハ昭和十五年九月十八日行甲第一〇六四號通牒ニ依リ之ヲ作成シ送付相成居リタル處今般掛金ノ日割計算廢止ニ伴ヒ一層事務ノ迅速ヲ期スル爲來ル十月分ヨリ右明細書ニ代ヘ左記樣式ノ掛金受入證明書ヲ作成シ收支報告書ニ添ヘ御送付相成度候

追而掛金徴收明細書ハ從來通牒重作成ノ上保存相成度

記

刑務共濟組合掛金受入證明書

組合員數	月俸	掛金	備考
經常部			
臨時部			
計			

右金額ヲ徴收受入セシコトヲ證明ス

年月日 何刑務所長 氏名 印

（注意）

一 本支所合算シ記載スルコト

二 備考欄ニハ掛金ノ徴收額ガ月俸ノ百分ノ二ニ相當セザルモノアルトキ其ノ事由等詳記スルコト

刑政第55巻第10号
矯正図書館

刑務官異動

八月三十一日

任看守長（東京拘）六級 司法屬 上澤 隆（行刑局）
兼司法屬（行刑局）看守長 同 人（東京拘）
任看守長（東京拘）六級 司法屬 今村初次（行刑局）
兼司法屬（行刑局）看守長 同 人（東京拘）
任看守長（小菅）七〇 司法屬 柏木幸雄（行刑局）
兼司法屬（行刑局）看守長 同 人（小菅）
府中 保健技師 杉下學人（京都）
廣島 同 廣田四熊（松江）
松江 同 青柳辰夫（久留米少）
久留米少 同 溝見正男（鶴岡）
任監軍司四等六級 典獄 吉田綱紀（東京拘）
同六等九級 典獄補保古政英（宇都宮）
同七等九級 同 荻生治雄（府中）
同七等十級 同 宮内精介（鹿兒島）
任步軍屬 五級 看守長 美谷島正男（府中）
同 同 同 飛田重雄（豐多摩）
同 六級 同 田中茂雄（前橋）
同 同 同 森 忠夫（豐多摩）
同 同 同 西浦堯三（大阪）

九月一日

橫須賀金澤 看守長 西村孝平（七尾支所長兼金澤）
橫須賀稻葉山支 同 齋藤 清（稻葉山支）
兼看守長（橫須） 司法屬 岩崎秀夫（行刑局）

九月十日

免本籍 長野 七尾支所長兼金澤 看守長 夏目善太郎（長野）
免本籍 松本支所長 同 古田圓正（松本支所長）
同 同 上野清一（岡崎少）
長崎 同 吉井直城（佐賀支）
同 同看守長 堀 信夫（大分支）

九月十一日

願免 六七 同看守長 石川理市（京都）
同 四等四級 典獄 中田主稅（前橋）

前橋所長文書證委員 典獄 掛樋松次郎（鞆浦少）
鞆浦少所長文書證委員 同 田中克己（大阪拘）
大阪拘所長文書證委員 典獄補 榎本高義 小菅）
免本籍 府中 典獄 永田正之助（高松）
高松所長文書證委員 同 楠本順作（滋賀）
任典獄（滋賀所長）文書證委員長 司法事務官 緒方政德（行刑局）
六等八級 司法書記官 井本臺吉（刑事局）
行刑局彙報 任司法事務官（行刑局）五等七級 檢事 布施 健（東京區）

九月十二日

免本籍 名古屋拘 看守長 高橋龜貴（富山支）
高山支所長 同 高木初二（名古屋拘）

九月二十三日

宮城 典獄補 三角帥藏（橫須賀 小菅）
免本籍 府中 同 西 榮（福島支所長）
看守長 大森息雄（都山支所長兼福島支所長）

（四二頁より）

人の初段二段と同等或は其れ以上だつたことは確である。近頃は初段の數もめつきりふえた樣だ。だからと言つてその初段が皆な專門棋士の初段同樣に實力があると卽斷してはならぬ。それこそほんの極く少數の專門棋士を除いては大部分のものは素人藝で、其の中でも少々氣のきいた初段といへばせいせい一割か二割程度のものぢやあるまいか。

專門棋士としての初段は凡そ強いものである。素人の覺えた遊び半分の碁では到底一生涯努めても到達出來ぬ段階に既に十か十五で達し、其れから一生を碁の研究と努力に費して例へば念願叶つて名人になつたとしても石で表せば三、四目の上達でしかない。だから三、四目の上達の爲に一生を費さねばならぬ事を思へば、素人が遊び半分に打つて立ちどころに數目の上達を期待するのは少々氣短と言はねばならない。

本格の碁打ちには年齡が絶對的條件である。われわれの碁の上達にも年齡が相當の條件であることは事實だ。だが素人碁の上達に年齡の注文は無理である。第一碁なるものを覺えるのが碁打の子供でもない限り子供の時分から覺えるわけに行かぬ。

學生時代に寄宿舍で友人から手ほどきされるなぞは早い方で、多くは社會に出てから同僚の打つ所を見て覺えるあたりが普通であるから既に上達の點から見れば不利な條件にある。中には相當な地位になつてから社交上の必要から碁を覺え樣と志ざし、或は金もたまつたし、恩給がついたから餘世を樂しむ道具に碁を覺え樣とする人もある。所で若い頃の大切な時にかゝる暇つぶしの遊戲に凝らなかつた立派な心懸けのお蔭で樂に碁の打てる時分になつては時既に遲く時間と金をかけても仲々に腕があがらない。これは上達しないのが當り前で、強い者は必ず、働き盛りに碁に人生を浪費してゐるのだ。だから碁の弱い者の多い方が國家的に見て結構な話である。と言ふ譯であ三十臺を過ぎてから覺えた碁ではそう大した腕前になることを望まぬ方がいゝ。碁は弱くても強くても興味と言ふ點から見たら別に差異がない。強くなると漸次興味の內容がかはることは事實だが弱くたつて勝負に伴ふ快不快は結構味はえる、だから樂しみに打つには下手で結構である。（了）

八月十七日 △樺外作業場派遣 **九月七日** △全國刑事課長會議

自八月十六日 至九月十五日

刑政日誌

職員ノ旅費支給方ニ關スル件 開催

通牒（行甲第一三六二號） **九月八日** △大詔奉戴日

八月三十日 △第二次司法省關 **九月十日** △刑務共濟組合死亡

係陸軍司政長官並ニ司政官決 給與金給與ニ關スル件通牒

定 △司法保護研究所主催少 （行甲第一六〇二號）

年保護實務家講習會開催（九 **九月十一日** △刑務共濟組合掛

月四日迄） 金ノ受入證明書ニ關スル件通

九月三日 △東京控訴院管內檢 牒（行甲第一六一五號）

察官會同 **九月十二日** △刑務協會主催恒

九月四日 △刑務共濟組合事務 例茶話會並講演會開催（於刑

取扱規程中改正ノ件通牒（行 務協會講堂）

甲第一五二四號） **九月十三日** △司法保護事業法

案化勅令案ヲ閣議デ決定 施行三周年司法保護記念日

編輯後記

豐饒の秋を迎へて、銃後の意氣はますます旺盛である。米國の對日反擊計畫が顯著となり、前線に於ける行刑教化に大きな役割を果すことを期待してゐる。

——をがは——

九月も押し迫つて、敎誨師研究會が開催せられた。其の期間は旬日を出づるものではないが、本號に收錄した座談會も、この意圖の下に企畫されたものである。

行刑專門家と全然違つた分野に在る學者、文藝家の意見は、われわれに對して多くの示唆を與へるものではあるまいか。

□

卷頭論文『闇取引』は司法省刑事局事務官關之氏を煩はした。經濟犯罪に關する基礎的解說として、われわれの職務上に資する所多大なるものがあると期待される。

□

尙、四月から連載の田中茂雄氏の力稿「監獄法新舊比照」は本號を以て完了することになつた得難き資料を與へられた氏の勞を謝し度い。

□

一冊（稅共） 金三十錢
六冊（稅共） 金一圓八十錢
十二冊（稅共） 金三圓六十錢

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十七年九月二十八日 印刷 納本
昭和十七年十月一日 發行
東京市麹町區四ケ關一丁目一番地一

編輯兼發行人 大原虎夫
發印刷人 東京市神田區淡路町二丁目九番地
配給元 日本出版配給株式會社
印刷所 刑務協會印刷所
東京市麹町區四ケ關一丁目一番地一
發行所 刑務協會
電話銀座 二三四四・三八二五
振替口座 東京二五〇五九番

矯正図書館